

1 相談支援体制の充実

前回評価		今回評価										
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成（令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等（特記事項がある場合）
1	相談支援事業の実施	地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会	充実	（障がい福祉課・社会福祉協議会） ・相談支援事業所3事業所を福祉センター内に集約することによって、あらゆる障がいについての相談（障がい福祉サービスの利用や医療機関情報、成年後見制度など）を関係機関と連携しながら行っている。また、同フロアに権利擁護支援センター等を設置しており、必要に応じて共同で市民対応を行っている。 ・コロナ禍を経て、相談者が希望した場合、初回面談をZOOMで行えるよう体制を整えている。 ・関係機関との連携強化の1つとして、令和4年度に保健センター（現 こども家庭・保健センター）保健師と相談支援員との交流の場を持ち、お互いの業務理解促進及び顔の見える関係づくりができるよう努めた。	予定どおり進行中		（障がい福祉課・社会福祉協議会） 相談支援事業所3事業所を福祉センター内に集約しており、あらゆる障がいについての相談への対応を関係機関と連携しながら実施している。また、同フロアに権利擁護支援センター等を設置しており、必要に応じて共同で対応を行っている。 （社会福祉協議会） 障がい全般に関して最初に相談できる窓口として、当事者、家族、関係機関へ周知を図るため、パンフレットの作成や事業所説明会「まるっと説明会」での出張相談ブースの設置などを行った。	予定どおり進行中	-	（障がい福祉課・社会福祉協議会） 引き続き、関係機関とも連携しながら、相談への対応を実施していく。 （社会福祉協議会） 引き続き、当事者、家族、関係機関への周知や相談員のスキルアップ、地域課題の抽出を行っていく。	-
2	自立支援協議会の開催	地域課題の抽出や障がいのある人等への支援体制に関する課題について対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築など地域の実情に応じた体制の整備に向け、支援を行います。	障がい福祉課	継続	・各種会議に、障がいのある人の当事者又は家族である障がい団体の会員に委員として参画していただき、障がい福祉施策に対するご意見をいただくことで、本市事業に共に取り組んでいただいた。 ・当事者からの問題提起を受け、専門部会にて、令和4年度には障がいのある人の居場所「つむぐ広場」の立ち上げ、令和5年度には「障がいのある人のライフステージの可視化」のために年齢に応じた年表を作成し、障がいに關するイベントで展示を行い、年齢ごとで利用できるサービス等を周知した。	予定どおり進行中		各種会議に、障がいのある人の当事者又は家族である障がい団体の会員に委員として参画していただき、障がい福祉施策に対するご意見をいただくことで、本市事業に共に取り組んでいただいた。	予定どおり進行中	-	引き続き、障がいのある人の当事者又は家族である障がい団体の会員に、各種会議に委員として参画していただけるよう取り組む。	-
3	地域づくりのためのネットワークの充実	社会資源や福祉ニーズの把握、地域の連携づくり等に取り組み、地域住民が主体となって地域課題の解決や地域の見直しの場として活用できるよう、社会福祉協議会と連携して地域発信型ネットワークの充実を目指します。	地域福祉課 社会福祉協議会	充実	（地域福祉課） ・地縁型の活動者とテーマ型の活動者の協働等、地域の現状に応じた地域のネットワークづくりについて、社会福祉協議会と検討を行っている。 （社会福祉協議会） ・重層的支援体制整備事業実施計画のプロジェクトの1つとして、地区担当職員と地域支え合い推進員の協働による地域づくりを進めている。 ・「多様な主体による地域での福祉活動のプラットフォーム」をめざし、小地域福祉活動の基盤である地区福祉委員会の発展・充実を側面的に支援している。	予定より遅れている	・従来の地域発信型ネットワークの諸会議は、事務局である社会福祉協議会がリードする形で運営されてきたため、住民の主体性があり高まらなかった。そのため現在は、まず問題意識や主体性が高い活動団体や協働等へアプローチし、そこから全体的なネットワークへと拡大する戦略を展開しているため時間を要している。	（地域福祉課） 令和6年度から、より地域づくりに向けた協議ができるよう、附属機関を改編し、高齢者や障がいのある人、また地域活動者の方を委員とした「福祉のまちづくり委員会」を設置し、地域でのつながりをテーマに協議するとともに、社会福祉協議会や地域支え合い推進員と連携し、地縁型・テーマ型活動者の協働を含めた、地域の実情に応じたネットワークのあり方について検討を行った。 （社会福祉協議会） ・重層的支援体制整備事業の一環として、専門職の協働ネットワーク促進を意図して多機関協働支援会議を（定例型・随時型）を開催し、ケース対応、地域づくり、社会参加支援を行った。 ・「多様な主体による地域での福祉活動のプラットフォーム」として、「福祉のまちづくり委員会」を開催し、地域づくり、社会参加支援を実施するネットワークづくりを行った。	予定どおり進行中	-	（地域福祉課） 「孤立しない・させないまちづくり」を目標に設定し、福祉のまちづくり委員会が地域活動者等の意見をいただくとともに、社会福祉協議会や地域支え合い推進員と連携し、地縁型・テーマ型活動者の協働を含めた、地域の実情に応じたネットワークのあり方について検討を行っていく。 （社会福祉協議会） 現在の取り組みを継続して実施する。	-
4	民生委員・児童委員との連携	地域に暮らす障がいのある人への相談支援が円滑に行われるよう、芦屋市障がい者基幹相談支援センターが中心となり、民生委員・児童委員に対して研修を実施していきます。また、緊急・災害時要援護者台帳登録者の見守り活動に必要な情報の提供を行っていきます。	地域福祉課 （障がい福祉課）	継続	（地域福祉課） ・障がいへの理解や地域での共生についての研修を実施した。（講師：芦屋市障がい者基幹相談支援センター） （障がい福祉課） ・民生委員に緊急・災害時要援護者台帳を提供し、本人等への登録内容の確認を依頼している。登録内容の確認等により、登録者の見守りを実施している。 ・緊急・災害時要援護者台帳の登録者に対し、平時からの関わりや情報提供により、地域の人や支援者が協力して支援ができるように、令和4年度に、緊急・災害時要援護者台帳の運用（登録区分の変更等）及び様式の見直しを行い、登録者の情報を平時も提供できるようにした。	予定どおり進行中		（地域福祉課） 障がいへの理解や地域での共生についての研修を実施した。（講師：芦屋市障がい者基幹相談支援センター） （障がい福祉課） 民生委員に緊急・災害時要援護者台帳を提供し、本人等への登録内容の確認を依頼している。登録内容の確認等により、登録者の見守りを実施している。	予定どおり進行中	-	（地域福祉課） 地域に暮らす障がいのある人への相談支援が円滑に行われるよう、芦屋市障がい者基幹相談支援センターが中心となり、民生委員・児童委員に対して研修を実施する。また、緊急・災害時要援護者台帳登録者の見守り活動に必要な情報の提供を行う。 （障がい福祉課） 引き続き、取組を実施する。	-
5	障がい者基幹相談支援センター機能の充実	障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所の人材育成等地域の相談支援体制を強化していきます。 地域の相談支援体制の強化を図るため、様々な機関に対して研修等を実施していきます。 入所施設、病院からの地域移行支援・地域定着支援の促進に取り組めます。また、病院等に対して地域移行支援が円滑に進むよう普及啓発を実施していきます。 権利擁護支援センターと連携し、障がい者虐待防止のための研修会を実施していきます。	障がい福祉課 社会福祉協議会	充実	（障がい福祉課） ・福祉センターにおいて、相談支援事業・障がい者機関相談支援センター事業を実施している。センターと毎月1回定例会を実施し、センターで実施する事業等の進捗管理を行うことで、様々な事業が概ね滞りなく進行している。 （社会福祉協議会） ・地域の相談支援体制強化においては、市内相談員の人材育成として事例検討会を5回、スキルアップ研修などを企画している。また市内のみならず市外の相談員とも、横のつながりを持つ相談支援連絡会などを実施している。 ・地域づくりの視点では、自立支援協議会実務者会にて座談会を実施し、様々な人からの地域課題の抽出を行い、選定し、自立支援協議会専門部会にて課題解決に向けた取り組みを行っている。 ・権利擁護、虐待防止では、市内障がい福祉サービス従事者を対象に「虐待への気づきと通報、対応」についての研修を実施している。 ・地域移行支援・地域定着支援の取り組み状況としては、令和2年度に作成した長期入院者向けの動画を令和3年度に医療機関に見ていただく予定だったが新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、病院訪問ができなかった。令和4年度は、地域移行支援に関するチラシを作成し、長期入院患者が入院している医療機関へ送付した。令和5年度は、近隣医療機関に対し電話にて事業対象者がいないか照会し、いとと回答があった医療機関を訪問し、令和2年度に作成した動画を対象者に視聴いただいた。また、芦屋健康福祉事務所・障がい者基幹相談支援センター・市の3者で芦屋管内精神障がい者地域移行・地域定着支援推進会議実務者会を開催し、現状や今後の方向性について共有した。	予定どおり進行中	（障がい福祉課） 福祉センターにおいて、相談支援事業・障がい者機関相談支援センター事業を実施している。センターと毎月1回定例会を実施し、センターで実施する事業等の進捗管理を行うことで、様々な事業が概ね滞りなく進行している。 （社会福祉協議会） ・人材育成においては、主任相談支援専門員や精神科医によるSV事例検討会を年5回程度開催した他、研修会として地域福祉研修や防災計画研修を隔年開催、保健センターや特別支援教育センターとの交流研修を実施した。 ・地域の関係機関との連携強化の一環として、地域事業所の授産品（こころひん）の販売拡大支援として、まるっと説明会や障がい児者作品展での販売ブースの設置や、JR芦屋駅モナメール1階において販売会の実施を支援した。 ・地域移行支援では、近隣精神科病院と連携し、病院に向き対象者向けに芦屋市内の社会資源紹介を行った。 ・権利擁護、虐待対応支援では、権利擁護支援センターと連携し、市内相談員や事業所対象とした障がい者虐待防止研修を開催した。	予定どおり進行中	-	（障がい福祉課） 引き続き、定例会及び進捗管理を行う。 （社会福祉協議会） ・職員の入れ替わりがあっても事業継続が出来るように業務整理やマニュアル化を行う。 ・人材育成の観点から初任者、中堅者など各カテゴリーに応じた研修を障がい分野だけでなく、他分野でも受講できる研修を整理・明確化し、必要に応じた研修を実施していく。 ・計画相談員が不足している課題から、他市の計画相談事業所や新規で計画相談事業所、新しく入職した計画相談員対象としたマニュアルを行政と合同で現状に沿ったものに修正を行う。	-	
6	計画相談支援サービスの実施	障がいのある人・障がいのある児童の様々なニーズに応じた福祉サービスを提供し、総合的かつ継続的な支援を行うため、「サービス等利用計画書」等の書類を作成し、障がいのある人のサービス利用を支援します。 「計画相談支援」「地域相談支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障がい福祉課 こども政策課	継続	（障がい福祉課・こども政策課） ・障がいのある人及び障がいのある児童について、市内5つの相談支援事業所を活用して「サービス等利用計画書」を作成することで、各種障がい福祉サービスや児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用に繋がっている。 ・障がいのある人 計画相談支援数（年度末時点） └令和3年度 570人 └令和4年度 592人 └令和5年度 640人 ・障がいのある児童 計画相談支援数（年度末時点） └令和3年度 294人 └令和4年度 317人 └令和5年度 355人	予定どおり進行中		（障がい福祉課・こども政策課） ・障がいのある人及び障がいのある児童について、市内5つの相談支援事業所を活用して「サービス等利用計画書」を作成することで、各種障がい福祉サービスや児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用に繋がっている。 ・障がいのある人 計画相談支援数（年度末時点） └令和6年度 676人 └令和7年度 698人 ・障がいのある児童 計画相談支援数（年度末時点） └令和6年度 384人 └令和7年度 407人	予定どおり進行中	-	（障がい福祉課・こども政策課） 引き続き取組を実施する。	-
7	包括的相談支援体制の充実	「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制の整備について、第4次地域福祉計画の策定及び推進と一体的に取り組むとともに、属性や世代に捉われない包括的な支援ができるよう、相談支援機関の連携を強化します。	地域福祉課	充実	・重層的支援体制整備事業を進める中で、属性や世代に捉われない包括的な支援に向けて、多機関協働による世帯支援や参加支援、地域づくり支援に取り組むとともに、相談支援機関の連携の強化を図っている。	予定どおり進行中		重層的支援体制整備事業を進める中で、属性や世代に捉われない包括的な支援に向けて、多機関協働による世帯支援や参加支援、地域づくり支援に取り組むとともに、相談支援機関の連携の強化を図った。	予定どおり進行中	-	重層的支援体制整備事業を進める中で、属性や世代に捉われない包括的な支援に向けて、多機関協働による世帯支援や参加支援、地域づくり支援に取り組むとともに、相談支援機関の連携の強化を図る。	相談支援機関への一層の周知啓発が必要である。
8	若年性認知症の人への支援	自立支援医療の給付や障がい福祉サービスにおける就労支援など、状態に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、本人及びその家族への相談・支援体制を強化します。	障がい福祉課 高齢介護課	新規	（障がい福祉課・高齢介護課） ・当事者の会を定期的に開催し、当事者同士のお話からニーズを把握することに努めた。 ・認知症カフェを市内各園域に設置し、認知症当事者やその家族のニーズ把握に取り組んだ。 ・若年性認知症の方の支援に関わる機関が集まる「若年性認知症ネットワーク会議」を開催した。支援の中で出てくる課題を共有し、どのように支援できるかを検討した。 ・認知症疾患医療センターである兵庫医科大学病院と連携強化のため、事例検討会を各高齢者生活支援センターで計4回開催した。	予定どおり進行中		高齢者生活支援センターや医療機関等と連携し、若年性認知症のリーフレットやあしや認知症ほっとナビ等を用いて相談窓口の周知を進めた。	予定どおり進行中	-	引き続き若年性認知症の相談窓口を周知できるよう、関係機関との連携を進める。	-
9	介護保険制度への円滑な移行	関係機関と連携し、障がいのある人の介護保険制度への移行が適切に行えるよう、芦屋市独自のグランドルール（支援体制）を構築します。また、共生型サービスについて、ニーズの把握に努めるとともに、サービス導入に係る課題を整理し、市内事業者と連携した取組を推進します。	障がい福祉課 高齢介護課	新規	（障がい福祉課・高齢介護課） ・令和3年度にグランドルールを障がい福祉課・高齢介護課で作成し、ルールに基づき介護保険制度へ移行するおよそ1年前から、介護保険及び障がい福祉課の担当者間で情報共有を行い介護保険サービスの利用が円滑に移行できるよう連携を図っている。 ・要介護認定の申請を行う前に、必要な方には仮調査を実施するなど、介護保険に移行される方の状態や状況等を事前に把握することで適切な支援へ繋がっている。 ・共生型サービスについては、指定を行うための条例を整備し、事業所から相談等があった際には制度等について丁寧に説明を行っている。	予定どおり進行中		・介護保険及び障がい福祉課の担当者間で情報共有を行い介護保険サービスの利用が円滑に移行できるよう連携を図った。 ・要介護認定の申請を行う前に、必要な方には仮調査を実施するなど、介護保険に移行される方の状態や状況等を事前に把握することで適切な支援へ繋がった。 ・共生型サービスについては、指定を行うための条例を整備し、事業所から相談等があった際には制度等について丁寧に説明を行った。	予定どおり進行中	-	引き続き関係者間での連携を行い、介護保険制度への移行が適切に行えるよう努める。	-

基本目標1 地域で安心して生活できる基盤づくり

2 障がい福祉サービスの充実（1）自立支援給付・地域生活支援事業

今回評価												
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成（令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等（特記事項がある場合）
1	訪問系サービスの実施	障がいのある人が家庭において自立した日常生活を営むことができるよう、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障がい福祉課	継続	・訪問系サービス支給決定者数 └ 令和3年度 236人 └ 令和4年度 258人 └ 令和5年度 277人 ・サービス提供事業所延件数 └ 令和3年度 93件 └ 令和4年度 105件 └ 令和5年度 108件	予定どおり進行中		・訪問系サービス支給決定者数 └ 令和6年度 299人 └ 令和7年度 296人 ・サービス提供事業所延件数 └ 令和6年度 135件 └ 令和7年度 125件	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-
2	日中活動系サービス及び訓練・就労系サービスの実施	障がいのある人の地域における日中活動の場となる「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」「短期入所」「生活介護」「療養介護」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障がい福祉課	継続	・日中活動系サービス及び訓練・就労系サービス支給決定者数 └ 令和3年度 569人 └ 令和4年度 597人 └ 令和5年度 621人 ・サービス提供事業所延件数 └ 令和3年度 216件 └ 令和4年度 228件 └ 令和5年度 260件	予定どおり進行中		・訪問系サービス支給決定者数 └ 令和6年度 643人 └ 令和7年度 685人 ・サービス提供事業所延件数 └ 令和6年度 280件 └ 令和7年度 301件	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-
3	居住系サービスの実施	障がいのある人の地域における居住の場として、「共同生活援助」「施設入所支援」「自立生活援助」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障がい福祉課	継続	・市内に新規に開設するグループホームに対して、備品購入費や初期経費について補助を行い、サービス提供事業所の基盤整備を進めている。 ・居住系サービス支給決定者数 └ 令和3年度 142人 └ 令和4年度 145人 └ 令和5年度 160人 ・サービス提供事業所延件数 └ 令和3年度 64件 └ 令和4年度 66件 └ 令和5年度 72件	予定どおり進行中		・市内に新規に開設するグループホームに対して、備品購入費や初期経費について補助を行い、サービス提供事業所の基盤整備を進めた。 ・訪問系サービス支給決定者数 └ 令和6年度 163人 └ 令和7年度 175人 ・サービス提供事業所延件数 └ 令和6年度 78件 └ 令和7年度 85件	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-
4	障がい児支援サービスの実施	障がいのある児童が地域で適切にサービスを受けられるよう「放課後等デイサービス」「児童発達支援」「保育所等訪問支援」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	こども政策課	継続	・障がいのある児童が地域で適切にサービスを受けられるよう「放課後等デイサービス」「児童発達支援」「保育所等訪問支援」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めている。	予定どおり進行中		障がいのある児童が地域で適切にサービスを受けられるよう「放課後等デイサービス」「児童発達支援」「保育所等訪問支援」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めた。	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-
5	計画相談支援サービスの実施（再掲）	障がいのある人・障がいのある児童の様々なニーズに応じた福祉サービスを提供し、総合的かつ継続的な支援を行うため、「サービス等利用計画書」等の書類を作成し、障がいのある人のサービス利用を支援します。 「計画相談支援」「地域相談支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障がい福祉課 こども政策課	継続	（障がい福祉課・こども政策課） ・障がいのある人及び障がいのある児童について、市内5つの相談支援事業所を活用して「サービス等利用計画書」を作成することで、各種障がい福祉サービスや児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用に繋げている。 ・障がいのある人 計画相談支援数（年度末時点） └ 令和3年度 570人 └ 令和4年度 592人 └ 令和5年度 640人 ・障がいのある児童 計画相談支援数（年度末時点） └ 令和3年度 294人 └ 令和4年度 317人 └ 令和5年度 355人	予定どおり進行中		（障がい福祉課・こども政策課） ・障がいのある人及び障がいのある児童について、市内5つの相談支援事業所を活用して「サービス等利用計画書」を作成することで、各種障がい福祉サービスや児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用に繋げている。 ・障がいのある人 計画相談支援数（年度末時点） └ 令和6年度 676人 └ 令和7年度 698人 ・障がいのある児童 計画相談支援数（年度末時点） └ 令和6年度 384人 └ 令和7年度 407人	予定どおり進行中	-	（障がい福祉課・こども政策課） 引き続き取組を実施する。	-
6	地域生活支援事業の実施	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」等の必須事業に加え、その他任意事業として「日中一時支援事業」「生活訓練事業」「更生訓練費給付事業」等を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するサービスの充実を図ります。	障がい福祉課	継続	・障がいのある人がその有する能力と適性に応じて自立した日常・社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業の必須事業及び任意事業を実施することで、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するサービスの充実を図っている。 ・地域生活支援事業費 └ 令和3年度 211,598,864円 └ 令和4年度 221,208,678円 └ 令和5年度 234,805,825円	予定どおり進行中		・障がいのある人がその有する能力と適性に応じて自立した日常・社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業の必須事業及び任意事業を実施することで、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するサービスの充実を図っている。 ・地域生活支援事業費 └ 令和6年度 238,317,762円 └ 令和7年度 252,950,410円	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-
7	補装具事業の実施	障がいのある人の身体機能を補完又は代替することで日常生活をしやすいするため、補装具の給付等を行い、それに係る経費を助成します。	障がい福祉課	継続	身体障害者手帳をお持ちの方に対し、障がい名に対応した補装具の給付を行っている。 ・給付件数 └ 令和3年度 10,077,238円 （18歳以上：94件、18歳未満：14件） └ 令和4年度 14,141,325円 （18歳以上：115件、18歳未満：24件） └ 令和5年度 11,135,039円 （18歳以上：97件、18歳未満：26件）	予定どおり進行中		身体障害者手帳をお持ちの方に対し、障がい名に対応した補装具の給付を行っている。 ・給付件数 └ 令和6年度 14,300,596円 （18歳以上：84件、18歳未満：37件） └ 令和7年度 9,770,396円 （18歳以上：81件、18歳未満：25件）	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-
8	自立支援医療の給付	障がいのある人の身体の機能障がいを除去又は軽減するために行う手術等の治療に係る医療費や通院により精神疾患の治療を受けている人への医療費の一部を給付します。	障がい福祉課	継続	・更生医療 └ 令和3年度 140人 71,170,407円 └ 令和4年度 153人 68,775,809円 └ 令和5年度 164人 74,645,218円 ・精神通院医療 ※医療費の給付は県が行っている。 └ 令和3年度 1,446人 └ 令和4年度 1,497人 └ 令和5年度 1,637人 ・育成医療 └ 令和3年度 5人 452,312円 └ 令和4年度 5人 238,244円 └ 令和5年度 3人 105,648円	予定どおり進行中		・更生医療 └ 令和6年度 183人 76,111,636円 └ 令和7年度 256人 86,011,968円 ・精神通院医療 ※医療費の給付は県が行っている。 └ 令和6年度 1,795人 └ 令和7年度 1,845人 ・育成医療 └ 令和6年度 2人 107,962円 └ 令和7年度 3人 138,620円	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-

基本目標1 地域で安心して生活できる基盤づくり

2 障がい福祉サービスの充実（2）障がい福祉サービス提供基盤の確保

前回評価							今回評価					
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成（令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等（特記事項がある場合）
1	障がい福祉サービス提供事業所への人材確保・人材育成支援	関係機関と連携し、イベントや研修の開催等、障がい福祉サービス提供事業所における人材確保・人材育成のための支援を実施します。	障がい福祉課	新規	・令和元年度から年1回（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止）芦屋市の障がい福祉に関することが「まるっと」わかるイベントである「まるっと説明会」を開催している。 ・令和4年度から3年間の期限付きで、計画相談を実施する相談支援事業所に対し、人材確保にかかる補助金を交付することにより、市内における相談支援事業所の体制強化、障がいのある人等の障がい福祉サービス等の利用支援の安定を図ることを目的に、芦屋市相談支援事業所人材確保支援事業補助金の支給を実施。 ・人材確保支援事業補助金 └令和4年度 1件 2,000,000円 └令和5年度 1件 1,197,000円	予定どおり進行中		・「まるっと説明会」を開催した。 ・令和6年度には芦屋市相談支援事業所人材確保支援事業補助金の支給を実施した（1件 1,077,000円） ・令和7年度には障がい福祉サービス事業所の支援員が提供するサービスの質の向上等を図ることを目的に、研修費を助成対象とする芦屋市人材養成支援事業を実施。	予定どおり進行中	-	令和8年度においても「まるっと説明会」を開催する予定。	-
2	障がい福祉サービス提供事業所における業務改善等支援	障がい福祉サービス提供事業所における業務改善や関係機関との情報連携に向けた支援を実施します。	障がい福祉課	新規	・S・V研修において、学識経験者等を招き、基幹相談における課題の解消や虐待・支援困難ケース事例等について助言をもらった。 ・平成31年度から年1回（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止）芦屋市の障がい福祉に関することが「まるっと」わかるイベントである「まるっと説明会」を開催している。 ・新型コロナウイルス感染症予防のため、障がい福祉サービス事業との連絡会議において、リモート会議を実施した。	予定どおり進行中		・S・V研修において、学識経験者等を招き、基幹相談における課題の解消や虐待・支援困難ケース事例等について助言をいただいた。 ・芦屋市の障がい福祉に関することが「まるっと」わかるイベントである「まるっと説明会」を開催し、市内事業所のネットワーク作りを支援した。	予定どおり進行中	-	令和8年度においても、SV研修や「まるっと説明会」を開催する予定。	-
3	芦屋市社会福祉「友愛」基金による社会福祉活動に関する助成	市内における施設基盤の充実を図る観点から、社会福祉法人が市内に社会福祉施設を建設するための借入金金に係る利子に対する助成（補助率1/4）を行います。	地域福祉課	継続	・社会福祉法人への、社会福祉施設建設のための借入金金に係る利子に対する助成を適切に行っている。（令和5年度は7法人に助成）	予定どおり進行中		社会福祉法人への、社会福祉施設建設のための借入金金に係る利子に対する助成を適切に行った。（令和6年度・令和7年度はそれぞれ7法人に助成）	予定どおり進行中	-	引き続き社会福祉法人が市内に社会福祉施設を建設するための借入金金に係る利子に対する助成（補助率1/4）を行う。	-
4	「はんしん自立の家」運営費の補助	介助者等の緊急時における受け入れ先確保の観点から、阪神7市1町の共同事業である「はんしん自立の家」のショートステイ事業に対し、運営補助を行います。	障がい福祉課	継続	・引き続き介助者等の緊急時における受け入れ先確保の観点から、ショートステイ事業に対し、運営補助を実施した。 └令和3年度 延べ利用者2人 延べ日数10日 301,000円 └令和4年度 延べ利用者6人 延べ日数17日 311,000円 └令和5年度 延べ利用者3人 延べ日数10日 330,000円	予定どおり進行中		・引き続き介助者等の緊急時における受け入れ先確保の観点から、ショートステイ事業に対し、運営補助を実施した。 └令和6年度 延べ利用者3人 延べ日数10日 349,000円 └令和7年度 延べ利用者9人 延べ日数28日 329,000円	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-
5	社会福祉法人阪神福祉事業団への補助	障がいのある人が安心してケアを受けることができる施設を確保する観点から、社会福祉法人阪神福祉事業団が運営する知的障害者支援施設の運営費の一部を助成します。	障がい福祉課	継続	社会福祉法人阪神福祉事業団が運営する「ななくさ学園」の運営費に関する負担金を支出した。 └令和3年度 9,863,000円 └令和4年度 9,196,000円 └令和5年度 7,580,000円	予定どおり進行中		社会福祉法人阪神福祉事業団が運営する「ななくさ学園」の運営費に関する負担金を支出した。 └令和6年度 7,567,000円 └令和7年度 5,196,000円	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-
6	みどり地域生活支援センターの運営	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、障がい者の福祉の増進を図るため、生活介護や短期入所の障がい福祉サービスの実施、喫茶や夏祭り等地域に開かれた障がい者支援施設として運営を行います。	障がい福祉課	継続	・生活介護事業 年間利用者数 └令和3年度 3,777人 └令和4年度 3,750人 └令和5年度 3,814人 ・短期入所事業 年間利用日数 └令和3年度 190日 └令和4年度 161日 └令和5年度 171日 ・喫茶は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で中止、夏祭りは令和5年度から再開している。	予定どおり進行中		・生活介護事業 年間利用者数 └令和6年度 3,620人 └令和7年度 3,736人 ・短期入所事業 年間利用日数 └令和6年度 194日 └令和7年度 191日	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-
7	障がい児機能訓練事業等の実施	保健福祉センターにおいて、機能訓練の必要な児童に対し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を実施します。また、水中運動による身体機能向上を目的とした水浴訓練を実施します。	障がい福祉課	継続	令和3年度 11,416,091円 身体機能訓練（理学療法） 利用者数22人 実施回数309回 療育訓練（作業療法） 利用者数40人 実施回数435回 療育訓練（言語療法） 利用者数23人 実施回数270回 水浴訓練 利用者数40人 実施回数393回 令和4年度 12,487,385円 身体機能訓練（理学療法） 利用者数29人 実施回数322回 療育訓練（作業療法） 利用者数46人 実施回数502回 療育訓練（言語療法） 利用者数27人 実施回数298回 水浴訓練 利用者数41人 実施回数274回 令和5年度 12,893,352円 身体機能訓練（理学療法） 利用者数24人 実施回数363回 療育訓練（作業療法） 利用者数45人 実施回数557回 療育訓練（言語療法） 利用者数31人 実施回数358回 水浴訓練 利用者数37人 実施回数447回	予定どおり進行中		令和6年度 12,759,530円 身体機能訓練（理学療法） 利用者数21人 実施回数345回 療育訓練（作業療法） 利用者数46人 実施回数621回 療育訓練（言語療法） 利用者数26人 実施回数281回 水浴訓練 利用者数39人 実施回数475回 令和7年度 13,330,345円 身体機能訓練（理学療法） 利用者数19人 実施回数344回 療育訓練（作業療法） 利用者数47人 実施回数684回 療育訓練（言語療法） 利用者数22人 実施回数265回 水浴訓練 利用者数35人 実施回数455回	予定どおり進行中	-	引き続き、保健福祉センターにおいて、理学療法・作業療法、言語療法は希望者が多く年単位の待機が発生しているため、事業運用の見直しを検討している。	
8	地域生活支援拠点等の機能の充実	相談や社会生活の体験の機会や場の確保、緊急時の受け入れ・対応、人材の確保・養成や連携等の推進、地域の体制づくりを総合的に支える拠点における機能の充実に向けて運用状況の検証・検討を行います。	障がい福祉課	充実	・自立支援協議会において、地域生活支援拠点として高浜町ライフサポートステーションにおける日中サービス支援型共同生活援助について、報告・評価を行っている。	予定より遅れている	機能の充実を図るため、関係機関で情報共有を行ったが、運用状況の検証・検討には至っていない。検証手順については、他市の状況などを参考に、地域生活支援拠点との調整を行い、運用状況の検証・検討を行う。	自立支援協議会において、地域生活支援拠点として高浜町ライフサポートステーションにおける日中サービス支援型共同生活援助について、報告・評価を行った。	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-

基本目標1 地域で安心して生活できる基盤づくり

2 障がい福祉サービスの充実（3）障がいのある人の生活を支援するサービス

今回評価												
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成 （令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等 （特記事項がある場合）
1	各種障がい者手帳の交付	障がいのある人の自立更生、社会参加の促進、福祉の向上を図ることを目的に、身体障害者福祉法、兵庫県療育手帳制度要綱、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、各種手帳の交付を行います。	障がい福祉課	継続	・手帳交付数 └令和3年度 身体3,223人 療育687人 精神689人 └令和4年度 身体3,130人 療育721人 精神745人 └令和5年度 身体3,163人 療育745人 精神815人	予定どおり進行中		・手帳交付数 └令和6年度 身体3,124人 療育745人 精神879人 └令和7年度 身体3,188人 療育775人 精神923人	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-
2	各種手当・給付金等の支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」「介護手当」「重度心身障害者特別給付金」等の各種手当・給付金を支給し、在宅で生活する障がいのある人の経済的負担の軽減、所得の確保に努めます。	障がい福祉課	継続	・特別障害者手当の支給件数及び金額 └令和3年度 76人 24,177,400円 └令和4年度 80人 25,314,750円 └令和5年度 90人 27,788,620円 ・障害児福祉手当の支給件数及び金額 └令和3年度 62人 11,535,060円 └令和4年度 64人 11,516,010円 └令和5年度 62人 11,535,060円 ・特別児童扶養手当の支給件数 ※県実施事業のため、手当の支給は県が行っている。 └令和3年度 103人 └令和4年度 110人 └令和5年度 113人 ・介護手当の支給件数及び金額 └令和3年度 0人 0円 └令和4年度 0人 0円 └令和5年度 1人 41,666円 ・重度心身障害者特別給付金の支給件数及び金額 └令和3年度 0人 0円 └令和4年度 0人 0円 └令和5年度 0人 0円	予定どおり進行中		・特別障害者手当の支給件数及び金額 └令和6年度 100人 32,552,340円 └令和7年度 115人 38,109,120円 ・障害児福祉手当の支給件数及び金額 └令和6年度 58人 11,645,520円 └令和7年度 56人 10,690,320円 ・特別児童扶養手当の支給件数 ※県実施事業のため、手当の支給は県が行っている。 └令和6年度 101人 └令和7年度 95人 ・介護手当の支給件数及び金額 └令和6年度 1人 100,000円 └令和7年度 1人 100,000円 ・重度心身障害者特別給付金の支給件数及び金額 └令和6年度 0人 0円 └令和7年度 0人 0円	予定どおり進行中	引き続き、「障がい福祉のしおり」及び市ホームページに当該制度に関する情報（制度の概要、加入要件、金額等）を掲載するとともに、手帳の新規交付時に加入要件に当てはまる人に対して「障がい福祉のしおり」を用いた説明を行う。		
3	心身障害者扶養共済制度の周知	保護者に万が一のことがあった場合に、残された障がいのある人に年金を支給し、経済面の安定化を図ることを目的とする心身障害者扶養共済制度の周知を図ります。	障がい福祉課	継続	・「障がい福祉のしおり」及び市ホームページに当該制度に関する情報（制度の概要、加入要件、金額等）を掲載している。 ・手帳の新規交付時に、加入要件に当てはまる人に対して、「障がい福祉のしおり」を用いて口頭で説明を行っている。 ・加入件数 └令和3年度 41人 └令和4年度 39人 └令和5年度 42人	予定どおり進行中		・「障がい福祉のしおり」及び市ホームページに当該制度に関する情報（制度の概要、加入要件、金額等）を掲載した。 ・手帳の新規交付時に、加入要件に当てはまる人に対して、「障がい福祉のしおり」を用いて口頭で説明を行った。 ・加入件数 └令和6年度 43人 └令和7年度 43人	予定どおり進行中	-	引き続き、「障がい福祉のしおり」及び市ホームページに当該制度に関する情報（制度の概要、加入要件、金額等）を掲載するとともに、手帳の新規交付時に、加入要件に当てはまる人に対して「障がい福祉のしおり」を用いた説明を行う。	
4	生活福祉資金の貸付	障がいのある人がいる世帯に対し、安定した生活を営めるようにするため、目的別資金の貸付を行います。	社会福祉協議会	継続	・障がいのある人がいる世帯に対し、必要に応じて生活福祉資金貸付の相談対応をしている。	予定どおり進行中		障がいのある人がいる世帯に対し、安定した生活を営めるようにするため、目的別資金の貸付を行った。	予定どおり進行中	-	障がいのある人がいる世帯に対し、安定した生活を営めるようにするため、目的別資金の貸付を行う。	-
5	税の軽減等の実施	障がいのある人の経済面の安定化を図るため、軽自動車税や市民税の減免措置、市民税の障害者控除・非課税措置などを行います。	課税課	継続	減免の申請があった場合は、要件に該当するか審査の上、適用している。また、障害者控除や非課税措置についても課税資料をもとに、適切に適用するよう努めている。	予定どおり進行中		減免の申請があった場合は、要件に該当するか審査の上、適用している。また、障害者控除や非課税措置についても課税資料をもとに、適切に適用するよう努めている。	予定どおり進行中	-	継続して行う。	-
6	軽・中度難聴児補聴器購入費等の助成	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽・中度難聴児の言語の習得、教育等における健全な発育を支援するため、補聴器購入費用等の一部助成を行います。	障がい福祉課	継続	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得・教育等における健全な発育を支援している。 ・支給実績 └令和3年度 1件 └令和4年度 0件 └令和5年度 1件	予定どおり進行中		身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得・教育等における健全な発育を支援している。 ・支給実績 └令和6年度 3件 └令和7年度 3件	予定どおり進行中	-	引き続き、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成し、言語の習得・教育等における健全な発育を支援する。	-
7	包括的相談支援体制の充実（再掲）	「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制の整備について、第4次地域福祉計画の策定及び推進と一体的に取り組むとともに、属性や世代に捉われない包括的な支援ができるよう、相談支援機関の連携を強化します。	地域福祉課	充実	・重層的支援体制整備事業を進める中で、属性や世代に捉われない包括的な支援に向けて、多機関協働による世帯支援や参加支援、地域づくり支援に取り組むとともに、相談支援機関の連携の強化を図っている。	予定どおり進行中		重層的支援体制整備事業を進める中で、属性や世代に捉われない包括的な支援に向けて、多機関協働による世帯支援や参加支援、地域づくり支援に取り組むとともに、相談支援機関の連携の強化を図った。	予定どおり進行中	-	重層的支援体制整備事業を進める中で、属性や世代に捉われない包括的な支援に向けて、多機関協働による世帯支援や参加支援、地域づくり支援に取り組むとともに、相談支援機関の連携の強化を図る。	相談支援機関への一層の周知啓発が必要である。
8	各種負担軽減策の周知	障がいのある人の社会参加の促進や経済面における負担軽減を図るため、NHK放送受信料や下水道使用料、社会教育施設観覧料の減免等について周知します。	障がい福祉課	継続	・手帳の新規交付時に、「障がい福祉のしおり」を用いて各種負担軽減策の案内を行っている。また、その場で手続きが可能な場合は、手続きを行っている。	予定どおり進行中		手帳の新規交付時に、「障がい福祉のしおり」を用いて各種負担軽減策の案内を行うとともに、その場で手続きが可能な場合は、手続きを行った。	予定どおり進行中	-	引き続き、手帳の新規交付時に「障がい福祉のしおり」を用いて各種負担軽減策の案内を行うとともに、その場で手続きが可能な場合は、手続きを行う。	-
9	小児慢性特定疾患児日常生活用具等給付事業の実施	小児慢性特定疾患児を対象に、居宅生活支援として、日常生活用具等給付事業を実施します。	こども家庭・保健センター	継続	・小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としている。給付実績はほとんどないが、申請があった場合に対応できるよう、事業は実施している。	予定どおり進行中		令和7年度に2件、当該事業による給付を行った。	予定どおり進行中	-	引き続き申請があった場合に適切に対応できるような体制を維持していく。	-
10	はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術費の助成	障がいのある高齢者の健康と福祉の増進を図るため、はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術に要する費用の一部を助成します。	障がい福祉課	継続	・助成券の利用枚数及び助成額 └令和3年度 10枚 10,000円 └令和4年度 4枚 4,000円 └令和5年度 8枚 8,000円	予定どおり進行中		・助成券の利用枚数及び助成額 └令和6年度 2枚 2,000円 └令和7年度 3枚 0円	予定どおり進行中	-	引き続き、はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術に要する費用の一部を助成するが、利用実績が少ないため、事業内容の見直しを含め、今後の事業実施の方向性を検討する。	-
11	在宅重症心身障害者（児）訪問看護支援事業の実施	在宅の重症心身障害者等で、継続して療養を受ける必要がある方に対し、訪問看護に係る自己負担額の一部を助成します。	地域福祉課	新規	・令和3年7月診療分から福祉医療制度の助成範囲となった。福祉医療制度に移行後は福祉医療費の全受給者が対象。そのため、障がいのある人にとっては制度が拡充された。	予定どおり進行中		これまでどおり、医療費助成制度受給者の訪問看護に係る自己負担額の一部を助成している。	予定どおり進行中	-	引続き制度を維持する。	-
12	重度身体障害者（児）訪問リハビリ利用料助成事業の実施	脳性まひ等による肢体不自由の障がいのある人で、訪問看護ステーションによる訪問リハビリを利用した方に対し、訪問リハビリに係る自己負担額の一部を助成します。	地域福祉課	新規	・令和3年7月診療分から福祉医療制度の助成範囲となった。福祉医療制度に移行後は福祉医療費の全受給者が対象。そのため、障がいのある人にとっては制度が拡充された。	予定どおり進行中		これまでどおり、医療費助成制度受給者の訪問看護に係る自己負担額の一部を助成している。	予定どおり進行中	-	引続き制度を維持する。	-
13	福祉施設等通園（通学）費の補助	すくすく学級通級児や市外の訓練施設等への通所者に対し、交通費の補助を行います。	こども政策課 障がい福祉課	継続	（こども政策課） ・すくすく学級通級児について、交通費の補助を行っている。 ・対象者数及び補助額 └令和3年度 8人 85,280円 └令和4年度 11人 146,600円 └令和5年度 9人 109,320円 （障がい福祉課） ・児童相談所、更生相談所等の公的機関で判定を受け、市外の通園施設・職業能力開発施設等（授産施設を除く）に通園している方に対し、交通費の補助を行っている。 ・対象者数及び補助額 └令和3年度 0人 0円 └令和4年度 0人 0円 └令和5年度 0人 0円	予定どおり進行中		（こども政策課） ・すくすく学級通級児について、交通費の補助を行っている。 ・対象者数及び補助額 └令和6年度 7人 89,260円 └令和7年度 2人 8,240円 （障がい福祉課） ・児童相談所、更生相談所等の公的機関で判定を受け、市外の通園施設・職業能力開発施設等（授産施設を除く）に通園している方に対し、交通費の補助を行っている。 ・対象者数及び補助額 └令和6年度 0人 0円 └令和7年度 0人 0円	予定どおり進行中	-	（こども政策課・障がい福祉課） 引続き取組を実施する。	-

基本目標1 地域で安心して生活できる基盤づくり

2 障がい福祉サービスの充実（4）障がいのある人の外出を支援するサービス

前回評価								今回評価				
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成 （令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等 （特記事項がある場合）
1	タクシー利用料金等の助成	障がいのある人の通院及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用券の交付やガソリン費用の一部助成を行います。	障がい福祉課	継続	・タクシー利用料金助成の受給者数及び金額 └令和3年度 777人 11,755,000円 └令和4年度 712人 11,645,000円 └令和5年度 791人 11,702,500円 ・ガソリン費用助成の受給者数及び金額 └令和3年度 411人 4,769,000円 └令和4年度 374人 4,531,000円 └令和5年度 393人 4,436,000円	予定どおり進行中		・タクシー利用料金助成の受給者数及び金額 └令和6年度 881人 11,082,500円 └令和7年度 883人 10,604,500円 ・ガソリン費用助成の受給者数及び金額 └令和6年度 441人 4,337,000円 └令和7年度 425人 4,288,000円	予定どおり進行中	-	引き続き、タクシー利用券の交付やガソリン費用の一部助成を行い、障がいのある人の通院及び社会参加の促進を図る。	-
2	公共交通料金等の負担軽減の周知	障がいのある人の外出にかかる料金等の負担を軽減し、社会参加の促進を図るため、鉄道、汽船、バス、国内航空運賃や有料道路通行料金の割引や自転車駐車場使用料の減免等について周知を図ります。	障がい福祉課	継続	・手帳の新規交付時に、「障がい福祉のしおり」を用いて公共交通料金等の負担軽減に関する説明を行っている。	予定どおり進行中		手帳の新規交付時に、「障がい福祉のしおり」を用いて公共交通料金等の負担軽減に関する説明を行った。	予定どおり進行中	-	引き続き、手帳の新規交付時に、「障がい福祉のしおり」を用いた説明を行う。	-
3	補助犬貸付事業の周知と施設等への啓発	補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を必要とする障がいのある人に、兵庫県身体障害者補助犬貸付事業の周知を図ります。また、交通機関や公共施設、大型店舗、民間施設などにおいて補助犬の同伴が円滑に行えるよう、関係機関や商工会等を通じた啓発に取り組みます。	障がい福祉課	継続	・「障がい福祉のしおり」及び市ホームページにて、身体障害者補助犬貸付事業の説明を掲載している。 ・障がい福祉課の窓口で、補助犬啓発冊子の設置及びステッカーを配布している。またイベント等で冊子やステッカーを配布している。 ・公共施設において、補助犬同伴可ステッカーを掲示している。	予定どおり進行中		・「障がい福祉のしおり」及び市ホームページにて、身体障害者補助犬貸付事業の説明を掲載した。 ・障がい福祉課の窓口で、補助犬啓発冊子の設置及びステッカーを配布した。またイベント等で冊子やステッカーを配布した。 ・公共施設において、補助犬同伴可ステッカーを掲示した。	予定どおり進行中	-	引き続き、「障がい福祉のしおり」及び市ホームページへの掲載、窓口での冊子等の配布、公共施設における補助犬同伴可ステッカーの掲示を行う。	-

3 障がいの原因となる疾病予防と早期発見・早期対応（1）乳幼児期

前回評価					今回評価						
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成 理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成 （令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等 （特記事項がある場合）
1	妊産婦健康教育・相談の実施	○妊婦に対し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう、妊婦相談やプレおや教室（沐浴クラス・パパママクラス）などの各種教室において、適切な教育・指導を行います。 ○母子健康手帳交付時に妊婦の相談に対応し、必要な時に他機関を紹介したり、継続して相談支援を行います。 ○出産後に家族等から十分な家事及び育児のサポートを受けることが困難で支援が必要な産婦に対し、産後ケア事業を実施し、継続して周知を行います。 ○不育症治療を受ける対象者に対し、早期受診・治療の促進及び経済的負担の軽減を図るため、不育症治療支援事業を実施し、継続して周知を行います。	こども家庭・保健センター	継続	妊産婦等生活支援事業として、継続して実施している。 ・母子健康手帳の交付 └令和3年度 535冊 令和4年度 560冊 令和5年度 515冊 ・プレおや教室 └沐浴クラス（年6回） └令和3年度 延115名 令和4年度 延122名 令和5年度 延142名 └出産準備クラス（年6回） └令和3年度 延87名 令和4年度 延83名 令和5年度 延80名 ・産後ケア └令和3年度 宿泊型37件 通所型49件 令和4年度 宿泊型61件 通所型66件 令和5年度 宿泊型43件 通所型34件 ・不育症治療支援事業 └令和5年度 2件	予定どおり進行中	妊産婦等生活支援事業として、継続して実施。 ・母子健康手帳の交付 └令和6年度 480冊 令和7年度 483冊 ・プレおや教室 └沐浴クラス（年6回） └令和6年度 延136名 令和7年度 延127名 └出産準備クラス（年4回）R7はマタニティフェア含 └令和6年度 延83名 令和7年度 延112名 ・産後ケア └令和6年度 宿泊型100件 通所型233件 訪問型52件 令和7年度 宿泊型109件 通所型222件 訪問型97件 ・不育症治療支援事業 └令和6年度 4件 令和7年度 8件 ・不妊治療ペア検査助成事業 └令和6年度 29件 令和7年度 38件 ・低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業 └令和6年度 1件 令和7年度 1件	予定どおり進行中	-	・妊婦に対し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう、妊婦相談やプレおや教室（沐浴クラス・パパママクラス）、マタニティベビーフェスタなどの各種教室およびイベントにおいて、適切な教育・指導を行う。 ・母子健康手帳交付時に妊婦の相談に対応し、必要な時に他機関を紹介したり、継続して相談支援を行う。 ・出産後に家族等から十分な家事及び育児のサポートを受けることが困難で支援が必要な産婦に対し、産後ケア事業を実施し、継続して周知を行う。 ・不育症治療を受ける対象者に対し、早期受診・治療の促進及び経済的負担の軽減を図るため、不育症治療支援事業を実施し、継続して周知を行う。	母子手帳の交付は、母子保健の支援の入り口になることが多いことから、今後も引き続き専門職が丁寧に交付を行う。
2	妊婦健康診査費助成事業の実施	妊娠中の健康診査の受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の一部を助成します。	こども家庭・保健センター	継続	継続して実施している。 └令和3年度 受診券利用776人 償還払107人 令和4年度 受診券利用772人 償還払106人 令和5年度 受診券利用726人 償還払100人	予定どおり進行中	継続して実施。 └令和6年度 受診券利用700人 償還払98人 令和7年度 受診券利用683人 償還払90人	予定どおり進行中	-	妊娠中の健康診査の受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の一部を助成する。事業を継続していく。	母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査女性
3	母子保健訪問指導の実施	○新生児や乳幼児の養育上必要な事項の指導や、発達上の相談、課題の早期発見・対応を図るため、「新生児訪問（生後28日まで）」「未熟児訪問」及び「こんにちは赤ちゃん訪問（生後4か月まで）」「家庭訪問（就学前の乳幼児）」を実施します。 ○未熟児養育医療申請者に対して、健やかな成長発達が促されるよう、全戸訪問を実施します。	こども家庭・保健センター	継続	継続して新生児訪問、乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）等、実施している。 ・乳児全戸訪問（新生児訪問含む） └令和3年度 訪問件数426件・訪問率80.1％ 令和4年度 訪問件数470件・訪問率89.0％ 令和5年度 訪問件数436人・訪問率91.4％ ・母子訪問件数 └令和3年度 445件 令和4年度 430件 令和5年度 438件 ・未熟児養育医療給付 └令和3年度 17件 令和4年度 19件 令和5年度 17件	予定どおり進行中	継続して新生児訪問、乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）等を実施。 ・乳児全戸訪問（新生児訪問含む） └令和6年度 訪問件数461人・訪問率95.9％ 令和7年度 訪問件数442人・訪問率99.3％ ・母子訪問件数 └令和6年度 536件 令和7年度 357件 ・未熟児養育医療給付 └令和6年度 14件 令和7年度 15件	予定どおり進行中	-	・新生児や乳幼児の養育上必要な事項の指導や、発達上の相談、課題の早期発見・対応を図るため、「新生児訪問（生後28日まで）」「未熟児訪問」及び「こんにちは赤ちゃん訪問（生後4か月まで）」「家庭訪問（就学前の乳幼児）」を実施する。 ・未熟児養育医療申請者に対して、健やかな成長発達が促されるよう、全戸訪問を実施する。	今後も専門職による家庭訪問を継続し、産後の母子の支援を継続していく。
4	乳幼児健康診査の実施	子どもの発達上の課題の早期発見を図り、子どもの健全な育成を促すため、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児に対し乳幼児健康診査を実施し、必要に応じて相談や指導、その後のフォローへとつなぎます。	こども家庭・保健センター	継続	・4か月児健康診査 └令和3年度 全18回、受診者519人 令和4年度 全18回、受診者517人 令和5年度 全18回、受診者469人 ・10か月児健康診査（通年） └令和3年度 受診者526人 令和4年度 受診者479人 令和5年度 受診者497人 ・1歳6か月児健康診査 └令和3年度 全20回、受診者636人 令和4年度 全20回、受診者582人 令和5年度 全19回、受診者509人 ・3歳児健康診査 └令和3年度 全22回、受診者677人 令和4年度 全22回、受診者639人 令和5年度 全23回、受診者726人	予定どおり進行中	・4か月児健康診査 └令和6年度 全17回、受診者452人 令和7年度 全17回、受診者436人 ・10か月児健康診査（通年） └令和6年度 受診者454人 令和7年度 受診者415人 ・1歳6か月児健康診査 └令和6年度 全17回、受診者506人 令和7年度 全16回、受診者457人 ・3歳児健康診査 └令和6年度 全20回、受診者593人 令和7年度 全17回、受診者493人	予定どおり進行中	-	こどもの発達上の課題の早期発見を図り、こどもの健全な育成を促すため、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児に対し乳幼児健康診査を実施し、必要に応じて相談や指導、その後のフォローへとつなぐ。	乳幼児健康診査でのスクリーニング・相談・事後指導を継続するとともに、受診率向上に向けた取り組みを続ける。
5	乳幼児健康診査事後指導の実施	○乳幼児健康診査のアフターフォローとして、初期相談から専門的な相談を行う「こどもの相談」や支援を必要とする子どもへの「コアラクラブ」の実施、「アレルギー・教室、相談」「5歳児発達相談」を実施します。 ○子どもの発達に関する専門的な相談体制の構築について検討するとともに、療育の必要な子どもに対する情報提供・教育・指導を行います。	こども家庭・保健センター	継続	・コアラクラブ └令和3年度 全17回 参加者129人 令和4年度 全21回 参加者136人 令和5年度 全22回 参加者118人 ・こどもの相談 └令和3年度 精神科医師による相談者数42人 臨床心理士による相談者数114人 小児科医師による相談8人 令和4年度 精神科医師による相談者数43人 臨床心理士による相談者数103人 小児科医師による相談17人 令和5年度 精神科医師による相談者数42人 臨床心理士による相談者数107人 小児科医師による相談17人 ・アレルギー・教室 └令和3年度 全1回 参加者14人 令和4年度 全2回 参加者58人 令和5年度 全3回 参加者71人 ・アレルギー・栄養相談 └令和3年度 全4回 相談者3人 令和4年度 全6回 相談者7人 （令和5年度は全6回予定していたが相談者0人のため実施せず） ・5歳児発達相談 └令和3年度 相談希望者69人 精神科医師及び臨床心理士の発達相談実施者数30人 支援継続者数20人 令和4年度 相談希望者61人 精神科医師及び臨床心理士の発達相談実施者数33人 支援継続者数30人 令和5年度 相談希望者46人 精神科医師及び臨床心理士の発達相談実施者数21人 支援継続者数19人	予定どおり進行中	・プレあそぼう会の動喫児（「コアラクラブ」の実施形態を変更し、プレあそぼう会での発達の経過観察を実施） └令和6年度 全21回 参加者44人 令和7年度 全21回 参加者57人 ・こどもの相談 └令和6年度 精神科医師による相談33人 臨床心理士による相談114人 小児科医師による相談17人 令和7年度 精神科医師による相談26人 臨床心理士による相談98人 小児科医師による相談18人 ・アレルギー・教室（令和6年度で終了） └令和6年度 全2回 参加者32人 ・5歳児発達相談 └令和6年度 相談希望者50人 相談実施者22人 令和7年度 相談希望者48人 相談実施者25人	予定どおり進行中	-	乳幼児健康診査後のフォローとして、保健師の相談に加えて専門的な相談を行う「こどもの相談」や「5歳児発達相談」を実施する。また、こどもの発達に関する専門的な相談体制の構築について検討するとともに、療育の必要な子どもに対する情報提供・相談対応・指導を行う。	療育の早期化、個別支援ニーズの高まりを感じ、こどもの発達支援のみならず、保護者支援が必要なケースが増えています。親子の状況に応じたきめ細やかで、切れ目のない支援を行う必要性を感じている。
6	健康教育・健康相談の実施	子どもの健全な育成を促すとともに、保護者の不安軽減を図るため、乳児を育てる保護者を対象に保健師や助産師、栄養士による「育児相談」や保健師と栄養士による「もぐもぐ離乳食教室」等を実施します。	こども家庭・保健センター	継続	・子どもの健全な育成を促すとともに、保護者の不安軽減を図るため、乳児を育てる保護者を対象に保健師や助産師、栄養士による「育児相談」や保健師と栄養士による「もぐもぐ離乳食教室」等を実施します。 └令和3年度 全12回 相談者381人 令和4年度 全12回 相談者333人 令和5年度 全12回 相談者416人 ・もぐもぐ離乳食教室 └令和3年度 参加者112名 令和4年度 全12回 参加者186名 令和5年度 全12回 参加者158名	予定どおり進行中	・育児相談 └令和6年度 全12回 相談者365人 令和7年度 全12回 相談者735人 ・もぐもぐ離乳食教室 └令和6年度 全12回 参加者161名 令和7年度 全8回 参加者147名 ・かみかみ離乳食教室（令和6年度から開始） └令和6年度 全4回 参加者58名 令和7年度 全6回 参加者119名	予定どおり進行中	-	こどもの健全な育成を促すとともに、保護者の不安軽減を図るため、乳幼児を育てる保護者を対象に保健師や助産師、栄養士による「育児相談」や保健師と栄養士による「もぐもぐ離乳食教室」「かみかみ離乳食教室」等を実施する。	地域での孤立を防ぎ、育児不安の軽減のために今後も地域で安心して育児ができるよう、相談しやすい体制づくりを継続していきたい。
7	療育支援相談の実施	障がいのある児童や発達上何らかの心配のある児童等に対し、その障がいの軽減を図ることを目的に、適切な指導を早期に行い、関係機関の連携による支援を行います。また、教育関係機関において、相談内容について情報共有等を行い、就学後の支援が充実するよう体制を整備します。	障がい福祉課 こども政策課 こども家庭・保健センター 保健安全・特別支援教育課	継続	（障がい福祉課） ・療育支援相談を月1回開催し、関係各課及び関係機関との情報共有・連携の強化を図った。 （こども家庭・保健センター） ・訓練希望者に関する事前調査資料を作成し、関係機関と情報共有している。 ・関係機関の一つとして療育支援相談に参加し、情報共有や支援方針の検討を行っている。 （こども政策課） ・こども家庭・保健センターの乳幼児健診と連携して、すすく学級での早期療育に繋げる体制を整備している。 （保健安全・特別支援教育課） ・教育関係機関においても、相談内容について情報共有等を行ったり、学校や園での状況についても福祉と共有したりしている。必要に応じて、関係機関と学校や園の職員が直接指導内容を確認する場合も設け、就学後の支援が充実するよう体制を整備している。	予定どおり進行中	（障がい福祉課） 療育支援相談を月1回開催し、関係各課及び関係機関との情報共有・連携の強化を図った。 （こども家庭・保健センター） ・訓練希望者に関する事前調査資料を作成し、関係機関と情報共有した。 ・関係機関の一つとして療育支援相談に参加し、情報共有や支援方針の検討を行った。 （こども政策課） こども家庭・保健センターの乳幼児健診と連携して、すすく学級での早期療育に繋げる体制を整備している。 （保健安全・特別支援教育課） ・教育関係機関において、相談内容について情報共有等を行い、学校や園での状況についても福祉と共有した。必要に応じて、関係機関と学校や園の職員が直接指導内容を確認する場合を設け、就学後の支援が充実するよう体制を整備した。	予定どおり進行中	-	（障がい福祉課・こども政策課） 引続き取組を実施する。 （こども家庭・保健センター） 障がいのある児童や発達上何らかの心配のある幼児に対し、すすく学級や機能訓練等の情報提供を行い、関係機関との連携を図る。 （保健安全・特別支援教育課） ・教育関係機関において、相談内容について情報共有等を行い、学校や園での状況についても福祉と共有している。必要に応じて、関係機関と学校や園の職員が直接指導内容を確認する場を設け、就学後の支援が充実するよう体制を整備している。 ・学校での支援体制を他課や福祉の立場と共有する研修会を今年度も計画する。	（こども家庭・保健センター） 障がいのある児に関わる部署が複数にわたっており、今後も情報共有・連携が必要と考える。

3 障がいの原因となる疾病予防と早期発見・早期対応（1）乳幼児期

前回評価							今回評価					
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成 （令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等 （特記事項がある場合）
8	発達障がい児・者への支援	○保健福祉センター内の関係機関やひょうご発達障害者支援センタークローバー芦屋ランチと連携を図り支援に当たるとともに、家庭での子どもとの関わり方について同じ悩みを持つ保護者同士がともに学び、一緒に考えていく家庭療育支援講座を開催します。 ○5歳児発達相談事業において、保護者が子どもの特性や関わり方を理解し、子どもに応じた子育てができるよう相談・指導を行います。また、小学校就学に当たり不安のある保護者に対し教育相談や学校見学を行い早期に就学予定校との連携を図ります。	障がい福祉課 こども家庭・保健センター 保健安全・特別支援教育課	継続	（障がい福祉課） ・3歳から5歳児の保護者で子どもの発達が気になる方、育てにくさを感じている方を対象に全6回の講座を実施した。 └令和3年度 1クール実施 参加者 8人 修了者 8人 └令和4年度 1クール実施 参加者 7人 修了者 6人 └令和5年度 1クール実施 参加者 4人 修了者 4人 （こども家庭・保健センター） ・家庭療育支援講座に保健師が参加し、保護者の関わり方や悩みに寄り添い、支援を行っている。 ・5歳児発達相談 └令和3年度 相談希望者69人、精神科医師及び臨床心理士の発達相談実施者数30人、支援継続者数20人 └令和4年度 相談希望者61人、精神科医師及び臨床心理士の発達相談実施者数33人、支援継続者数30人 └令和5年度 相談希望者46人、精神科医師及び臨床心理士の発達相談実施者数21人、支援継続者数19人 ・必要に応じて、教育委員会やほいく課と情報共有を行い、連携して支援を実施している。 （保健安全・特別支援教育課） ・小学校就学に当たり不安のある保護者に対し教育相談や学校見学を行い早い段階から就学予定校との連携を図っている。また、必要に応じて、設備や人員等の準備も進めている。	予定どおり進行中		（障がい福祉課） ・3歳から5歳児の保護者でこどもの発達が気になる方、育てにくさを感じている方を対象に全7回の講座を実施した。 └令和6年度 1クール実施 参加者 10人 修了者 10人 └令和7年度 1クール実施 参加者 7人 修了者 7人 ・令和7年度から卒業生を対象にフォローアップを開始した。 └令和7年度 1回実施 参加者 9人 （こども家庭・保健センター） ・家庭療育支援講座に保健師が参加し、保護者の関わり方や悩みに寄り添い、支援を行った。 ・必要に応じて、教育委員会やほいく課と情報共有を行い、連携して支援を実施した。 ・5歳児発達相談 └令和6年度 相談希望者50人 相談実施者22人 └令和7年度 相談希望者48人 相談実施者25人 （保健安全・特別支援教育課） 小学校就学に当たり不安のある保護者に対し教育相談や学校見学を行い、早い段階から就学予定校との連携を図った。また、医療的ケアの必要なこと目の受け入れについては、特に早い段階から連携をし、設備や人員等の準備も進めた。	予定どおり進行中	-	（障がい福祉課） 令和8年度も、家庭療育支援講座（ペアレントトレーニング）及び卒業生フォローアップを継続する。 （こども家庭・保健センター） ・家庭療育支援講座に保健師が参加したり、5歳児発達相談を実施したりすることで、保護者の関わり方や悩みに寄り添い、支援を行っていく。 ・必要に応じて関係機関等と連携し、切れ目のない支援を実施していく。 （保健安全・特別支援教育課） ・小学校就学に当たり不安のある保護者に対し教育相談や学校見学を行い、早い段階から就学予定校との連携を図っている。 ・来年度就学する予定の医療的ケアの必要なこと目を受け入れるにあたり、設備や人員等の準備を進めている。 ・就学前施設に在籍することでも、医療的ケアの必要なこと目の情報をまとめる。	（こども家庭・保健センター） 切れ目のない支援を実施していくためにも支援体制の構築と関係機関との連携が必要と考える。 （保健安全・特別支援教育課） 市外の就学前施設や認可外の施設に通っていること目の情報を早い段階で得るための手立てを考える必要がある。
9	思春期などにおける早期発見・早期対応	精神的なストレスやこころの病等からひきこもりや障がいを発症した場合における早期発見・早期対応のため、関係機関との連携を図っていきます。	青少年育成課 障がい福祉課 学校支援課	継続	（青少年育成課・障がい福祉課・学校支援課） ・学童保育及び放課後子ども教室（キッズスクエア）ともに、利用申請の内容や利用中の様子等から、気になる様子があれば、関係機関に照会・情報共有し、対応を検討している。また、関係機関から利用者の様子等の照会があった際も、指導員やスタッフから聞き取りを行い、情報共有を図っている。	予定どおり進行中		放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（キッズスクエア）において、申請内容や利用中の様子などで気になる点があれば、関係機関に照会・情報共有し、対応を検討した。また、関係機関から利用者等に関する照会があった際も、支援員やスタッフから聞き取りを行い、情報共有を図った。	予定どおり進行中	-	引き続き関係機関との連携を図っていく。	-

基本目標1 地域で安心して生活できる基盤づくり

3 障がいの原因となる疾病予防と早期発見・早期対応（2）成人期

前回評価							今回評価					
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成 理由（「予定より遅れている」「着手 できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成 （令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」 「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等 （特記事項がある場合）	
1	保健指導の実施	健康診査等において、指導が必要とされた人に対し、生活習慣の改善を目的とした保健指導を実施します。	こども家庭・保健センター	継続	・健康診査において指導が必要とされた人に対し、保健相談、結果相談会、保健相談にて、生活習慣の改善を目的とした保健指導を実施している。 ・特定健康診査の結果、一定の基準を満たした方には、特定保健指導を実施している。	予定どおり進行中	・健康診査において指導が必要とされた人に対し、保健相談、結果相談会、保健相談にて、生活習慣の改善を目的とした保健指導を実施している。 ・特定健康診査の結果、一定の基準を満たした方には、特定保健指導を実施している。	予定どおり進行中	-	健康診査等において、指導が必要とされた人や個別相談を希望される方に対し、生活習慣の改善やフレイル予防を目的とした保健指導を実施する。	-	
2	健康チェックの実施	市民の主体的な健康づくりを促進するため、30歳以上の市民に対し、一定の負担のもと「健康チェック」を実施します。	こども家庭・保健センター	継続	・市民の主体的な健康づくりを促進するため、30歳以上の市民を対象に健康チェック（3時間人間ドック）を実施している。 └ 令和3年度 336人 └ 令和4年度 340人 └ 令和5年度 349人	予定どおり進行中	市民の主体的な健康づくりを促進するため、30歳以上の市民を対象に健康チェック（3時間人間ドック）を実施している。 └ 令和6年度 338人 └ 令和7年度 290人	予定どおり進行中	-	市民の主体的な健康づくりを促進するため、30歳以上の市民に対し、一定の負担のもと「健康チェック」を実施する。	-	
3	健康教育・健康相談の充実	○「健康チェック」受診者に対する事後指導として、生活習慣病を予防するための「生活習慣みなおし教室」を開催します。 ○市民の健康づくりを支援するため、健康教育、各種相談を実施します。	こども家庭・保健センター	継続	・健康チェック受診者に対する事後指導として、生活習慣病を予防するための「生活習慣みなおし教室」（集団に対する講話と個別相談）を開催していたが、個別相談のニーズの高まりなどから、令和4年度より廃止し健康相談（月3回）・栄養相談（月2回）・保健相談（月1回）に統合し、相談事業を継続している。 ・医師相談 └ 令和3年度 50人 └ 令和4年度 28人 └ 令和5年度 33人 ・栄養相談 └ 令和3年度 25人 └ 令和4年度 28人 └ 令和5年度 20人 ・保健相談 └ 令和3年度 1人 └ 令和4年度 2人 └ 令和5年度 32人	予定どおり進行中	健康チェック等の受診者に対する事後指導や、一般的な健康づくりへの相談を実施している。 医師相談 R6 41人 R7 41人 栄養相談 R6 12人 R7 18人 保健相談 R6 27人 R7 12人	予定どおり進行中	-	市民の健康づくりを支援するため、健康教育、各種相談を実施する。	-	
4	訪問指導の実施	○「健康診査」や「健康チェック」等において、訪問による指導が必要な人等に対し、在宅訪問指導を実施します。 ○糖尿病の重症化予防のため、特定健康診査受診者のうちリスクが高い人に対して、訪問等による保健指導を実施します。 ○今後、後期高齢者医療健康診査受診者のうち糖尿病等生活習慣病のリスクが高い人に対して、訪問等による保健指導を実施する予定です。	こども家庭・保健センター	充実	・特定健康診査受診者のうち、糖尿病の重症化リスクが高い国保被保険者に対し、保険課と連携のもと、保健師が、電話、面接、訪問等による保健指導を実施している。 令和3年度から、後期高齢者医療健康診査受診者のうち糖尿病等生活習慣病のリスクが高い後期高齢者医療保険加入者に対し、保健師や管理栄養士が電話、面接、訪問等による保健指導を実施している。	予定どおり進行中	・特定健康診査受診者のうち、糖尿病の重症化リスクが高い国保被保険者に対し、保険課と連携のもと、保健師が、電話、面接、訪問等による保健指導を実施した。 ・後期高齢者医療健康診査受診者のうち糖尿病等生活習慣病のリスクが高い後期高齢者医療保険加入者に対し、保健師や管理栄養士が電話、面接、訪問等による保健指導を実施した。	予定どおり進行中	-	・「健康診査」や「健康チェック」等において、訪問による指導が必要な人等に対し、在宅訪問指導を実施する。 ・糖尿病の重症化予防のため、特定健康診査受診者のうちリスクが高い人に対して、訪問等による保健指導を実施する。 ・今後、後期高齢者医療健康診査受診者のうち糖尿病等生活習慣病のリスクが高い人に対して、訪問等による保健指導を実施する予定。	-	
5	若年性認知症の人への支援 （再掲）	自立支援医療の給付や障がい福祉サービスにおける就労支援など、状態に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、本人及びその家族への相談・支援体制を強化します。	障がい福祉課 高齢介護課	新規	（障がい福祉課・高齢介護課） ・当事者の会を定期的に開催し、当事者同士のお話からニーズを把握することに努めた。 ・認知症カフェを市内各圏域に設置し、認知症当事者やその家族のニーズ把握に取り組んだ。 ・若年性認知症の方の支援に関わる機関が集まる「若年性認知症ネットワーク会議」を開催した。支援の中で出てくる課題を共有し、どのように支援できるのかを検討した。 ・認知症疾患医療センターである兵庫医科大学病院と連携強化のため、事例検討会を各高齢者生活支援センターで計4回開催した。	予定どおり進行中	高齢者生活支援センターや医療機関等と連携し、若年性認知症のリーフレットやあしや認知症ほっとナビ等を用いて相談窓口の周知を進めた。	予定どおり進行中	-	引き続き若年性認知症の相談窓口を周知できるよう、関係機関との連携を進める。	-	
6	ひきこもり等若者相談の実施	社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり・ニート・不登校などの困難を有する若者の自立及び社会参加を支援するために、若者相談センター「アサガオ」を引き続き実施します。	青少年愛護センター 障がい福祉課	継続	（青少年愛護センター） 若者相談センター「アサガオ」で電話相談等を実施している。また、相談受け入れ体制の充実のために「キ・テ・ミ・ル・会」の回数増やハロウィンイベントなど相談者が利用しやすい環境づくりを心がけている。また広く周知されるように各種会議での告知やHP、インスタグラムなどの告知もしている。	予定どおり進行中	（青少年愛護センター） 若者相談センター「アサガオ」で社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者及びその家族からの相談に対応した。また、若者の居場所として開催している「キ・テ・ミ・ル・会」の時間を1時間延長した。 インスタグラムなどのSNSによる情報発信をより積極的にも行った。	予定どおり進行中	-	（青少年愛護センター） 引き続き、若者相談センター「アサガオ」で社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり・ニート・不登校などの困難を有する若者及びその家族からの相談に対応する。	-	

4 医療関連施策の充実

番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	今回評価					
							理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成（令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等（特記事項がある場合）
1	自立支援医療の給付（再掲）	障がいのある人の身体の機能障がい除去又は軽減するために行う手術等の治療に係る医療費や通院により精神疾患の治療を受けている人への医療費の一部を給付します。	障がい福祉課	継続	・更生医療 └令和3年度 140人 71,170,407円 └令和4年度 153人 68,775,809円 └令和5年度 164人 74,645,218円 ・精神通院医療 ※医療費の給付は県が行っている。 └令和3年度 1,446人 └令和4年度 1,497人 └令和5年度 1,637人 ・育成医療 └令和3年度 5人 452,312円 └令和4年度 5人 238,244円 └令和5年度 3人 105,648円	予定どおり進行中		・更生医療 └令和6年度 183人 76,111,636円 └令和7年度 256人 86,011,968円 ・精神通院医療 ※医療費の給付は県が行っている。 └令和6年度 1,795人 └令和7年度 1,845人 ・育成医療 └令和6年度 2人 107,962円 └令和7年度 3人 138,620円	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-
2	福祉医療費助成事業の実施	障がいのある人が必要な医療を受けることができるよう、「障がい者医療費助成事業」及び「高齢障がい者医療費助成事業」について、安定的な制度運用のもとに実施し、継続して周知を行います。	地域福祉課	継続	・身体障害者手帳（1級から3級）、療育手帳（AまたはB1）、精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）の交付を受けているかたを対象に医療費の助成を行っている。令和5年度末時点の対象者は2,055人。対象者に対しては、障がい福祉課から福祉医療費助成制度の案内を行っている。また、手帳の更新に伴う医療費受給者証の更新手続きができていないかたに対して個別に案内文書を送付する等、制度の周知にも努めている。	予定どおり進行中		身体障害者手帳（1級から3級）、療育手帳（AまたはB1）、精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）の交付を受けているかたを対象に医療費の助成を行っている。令和7年度末時点の対象者は2,083人。対象者に対しては、障がい福祉課から福祉医療費助成制度の案内を行った。また、手帳の更新に伴う医療費受給者証の更新手続きができていないかたに対して個別に案内文書を送付する等、制度の周知にも努めた。	予定どおり進行中	-	「障がい者医療費助成事業」及び「高齢障がい者医療費助成事業」について、現在の取組や周知を引き続き行い、安定的な制度運用を目指す。	-
3	障がい児機能訓練事業等の実施（再掲）	保健福祉センターにおいて、機能訓練の必要な児童に対し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を実施します。また、水中運動による身体機能向上を目的とした水浴訓練を実施します。	障がい福祉課	継続	令和3年度 11,416,091円 身体機能訓練（理学療法） 利用者数22人 実施回数309回 療育訓練（作業療法） 利用者数40人 実施回数435回 療育訓練（言語療法） 利用者数23人 実施回数270回 水浴訓練 利用者数40人 実施回数393回 令和4年度 12,487,385円 身体機能訓練（理学療法） 利用者数29人 実施回数322回 療育訓練（作業療法） 利用者数46人 実施回数502回 療育訓練（言語療法） 利用者数27人 実施回数298回 水浴訓練 利用者数41人 実施回数274回 令和5年度 12,893,352円 身体機能訓練（理学療法） 利用者数24人 実施回数363回 療育訓練（作業療法） 利用者数45人 実施回数557回 療育訓練（言語療法） 利用者数31人 実施回数358回 水浴訓練 利用者数37人 実施回数447回	予定どおり進行中		令和6年度 12,759,530円 身体機能訓練（理学療法） 利用者数21人 実施回数345回 療育訓練（作業療法） 利用者数46人 実施回数621回 療育訓練（言語療法） 利用者数26人 実施回数281回 水浴訓練 利用者数39人 実施回数475回 令和7年度 13,330,345円 身体機能訓練（理学療法） 利用者数19人 実施回数344回 療育訓練（作業療法） 利用者数47人 実施回数684回 療育訓練（言語療法） 利用者数22人 実施回数265回 水浴訓練 利用者数35人 実施回数455回	予定どおり進行中	-	引き続き、保健福祉センターにおいて、理学療法・作業療法、言語聴覚療法、水浴訓練を実施する。	作業療法、言語療法は希望者が多く年単位の待機が発生しているため、事業運用の見直しを検討している。
4	障がい歯科診療の実施	保健福祉センター内の芦屋市歯科センターにおいて、毎週木曜日に障がいのある人に対して、歯科診療を実施します。	こども家庭・保健センター	継続	芦屋市歯科センターにおいて毎週木曜日に障がい者歯科診療を実施し、受診者数は微増している。 ・延べ受診者数 └令和3年度 177人 └令和4年度 190人 └令和5年度 203人 ・診療日数 └令和3年度 49日 └令和4年度 47日 └令和5年度 49日	予定どおり進行中		芦屋市歯科センターにおいて毎週木曜日に障がい者歯科診療を実施し、受診者数は微増している。 ・延べ受診者数 └令和6年度 180人 └令和7年度 222人 ・診療日数 └令和6年度 50日 └令和7年度 51日	予定どおり進行中	-	保健福祉センター内の芦屋市歯科センターにおいて、毎週木曜日に障がいのある人に対して、歯科診療を実施する。	-
5	地域における医療的ケア児の支援体制の整備	医療的ケア児の支援に携わる各分野（福祉、保健、医療、教育、保育）の関係機関等が協議及び連携し、地域における医療的ケア児とその家族に係る課題や対応策の検討を行い、支援体制を整備します。	こども政策課 障がい福祉課 こども家庭・保健センター 保健安全・特別支援教育課	新規	（こども政策課） ・市内の医療的ケア児に関わる方と庁内の関係部署による医療的ケア児支援協議会を開催し、課題とその対応策について検討を行っている。令和5年度に医療的ケア児等コーディネータを配置し、支援体制の強化を進めている。 （こども家庭・保健センター） ・ケース対応として出生時からの医療的ケア児と関わり、家族や関係機関との連携について会議を通して体制整備に寄与している。 （ほいく課） 芦屋市内の認可保育施設へ入所を希望している及び在籍している子どもについて、主治医より集団保育が可能とされている子どもの医療的ケアの実施に関し相談、申請があった場合は、芦屋市インクルーシブ教育・保育事業実施要綱及び芦屋市保育所等医療的ケア児教育・保育支援事業実施要綱に基づき、実施の可否を協議、検討し決定をしている。実施決定後は、保護者、当該施設、主治医、ほいく課等関係機関と連携しながら、集団保育の中で安全に過ごせる体制を整えている。また、年2回医療的ケア児保育支援会議の実施、年1回医療的ケア児に関する研修会を開催し、職員との理解を深め、支援体制の充実を図っている。 受け入れ実績 └令和3年度 3人 └令和4年度 3人 └令和5年度 2人 （保健安全・特別支援教育課） 芦屋市立幼稚園の入園を希望している及び在籍している医療的ケアの必要な幼児について、「芦屋市立幼稚園・小・中学校における医療的ケア実施のガイドライン」に基づき、加配教員等配置検討委員会を開催し、協議、検討、看護員配置決定を行っている。主治医、保護者、関係機関と連携しながら体制を整えている。当該園は、講師を招聘し、特別支援教育研究会を行い、また各関係機関とケース会議を開き、医療的ケア児の理解を深め支援体制の充実を図っている。 受け入れ実績 └令和3年度 1人 └令和4年度 1人 └令和5年度 2人	予定どおり進行中		（こども政策課） 市内の医療的ケア児に関わる方と庁内の関係部署による医療的ケア児支援協議会を開催し、課題とその対応策について検討を行った。令和5年度以降、医療的ケア児等コーディネータを配置し、支援体制の強化を進めた。 （こども家庭保健センター） ケース対応として出生時からの医療的ケア児と関わり、家族や関係機関との連携について会議を通して体制整備に寄与した。 （ほいく課） 芦屋市内の認可保育施設へ入所を希望している及び在籍している子どもについて、主治医より集団保育が可能とされている子どもの医療的ケアの実施に関し相談、申請があった場合は、芦屋市インクルーシブ教育・保育事業実施要綱及び芦屋市保育所等医療的ケア児教育・保育支援事業実施要綱に基づき、実施の可否を協議、検討し決定を行う。実施決定後は、保護者、当該施設、主治医、ほいく課等関係機関と連携しながら、集団保育の中で安全に過ごせる体制を整えた。また、年2回医療的ケア児保育支援会議の実施、年1回医療的ケア児に関する研修会を開催し、職員の理解を深め、支援体制の充実を図った。 受け入れ実績：令和6年度 0名、令和7年度 1名 （保健安全・特別支援教育課） 芦屋市立幼稚園・小・中学校に在籍及び入園入学予定の医療的ケアの必要な幼児児童生徒に対し、「芦屋市立幼稚園・小・中学校における医療的ケア実施のガイドライン」に基づき、幼稚園では加配教員等配置検討委員会、小学校ではケース会議等を開催し、看護員配置決定を行った。主治医、保護者、関係機関と連携しながら体制を整えた。特別支援教育研究会での講師招へいや、関係機関とのケース会議等で医療的ケア児への理解を深め、支援体制の充実につなげた。特に小学校入学時には就学前施設とも連携し支援体制の構築を図った。 令和7年度実績 中1（1名） 小6（1名） 小5（1名） 小3（1名） 小2（2名） 小1（1名）	予定どおり進行中	-	（こども政策課） 引き続き取組を実施する。 （こども家庭保健センター） ケース対応として出生時からの医療的ケア児と関わり、家族や関係機関との連携について会議を通して体制整備に寄与していく。 （ほいく課） 芦屋市内の認可保育施設へ入所を希望している及び在籍している子どもについて、主治医より集団保育が可能とされているこどもの医療的ケアの実施に関し相談、申請があった場合は、芦屋市インクルーシブ教育・保育事業実施要綱及び芦屋市保育所等医療的ケア児教育・保育支援事業実施要綱に基づき、実施の可否を協議、検討し決定を行う。実施決定後は、保護者、当該施設、主治医、ほいく課等関係機関と連携しながら、集団保育の中で安全に過ごせる体制を整えていく。また、年2回医療的ケア児保育支援会議の実施、年1回医療的ケア児に関する研修会を開催する。また、必要に応じてケース会議も開催する。 （保健安全・特別支援教育課） ・令和8年度に小学校入学予定のこどもについては、入学前から就学前施設を含め、小学校、関係機関等と情報共有と支援体制構築のためのケース会議を行う。 ・入学後は支援体制の検証を行い、成長に伴う支援体制の変更・改善等について検討する。 ・学校園に在籍しているこどもの実態を把握し、宿泊行事を含む学校園行事に、スムーズに参加できるよう、設備、人的配置を適宜行う。 ・学校園の教職員（教育職）と看護員（医療職）が協働して医療的ケア児を支援できるよう、大学の教授をスーパーバイザーとして招聘し、研修会を開催する。	（ほいく課） 支援に携わる各分野の関係機関との協議及び連携の充実

5 障がいに応じた情報提供の充実

								今回評価				
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成（令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等（特記事項がある場合）
1	意思疎通支援事業の実施	聴覚障がい者・視覚障がいの情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話奉仕員の養成」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障がい福祉課窓口における手話通訳者の設置」などを意思疎通支援事業として実施します。	障がい福祉課	継続	・毎年職員向けの手話教室を開講している。年代や職位を超えて職員が出席し、手話や障がい福祉への理解を深め、簡単な手話を習得してもらえている。 ・新任職員研修の一環で、設置手話通訳者による手話講習を実施している。初めて手話に触れる職員がほとんどだが、手話や障がい福祉への理解を深めてもらえている。 ・意思疎通支援・障がい理解研修を実施している。年度によって取り扱うテーマは異なるが、疑似体験や当事者による経験談を交えた内容などにより、障がい理解を深めてもらえている。 ・令和5年度より、聴覚障がいのある当事者、市内の高校生、リーダーあしやなどと協働で、手話の周知啓発のためのパンフレットの作成に取り組んでいる。 ・合理的配慮提供支援助成事業として、市内の事業者に筆談ボードの購入に要する費用の一部を助成した。 ・設置手話通訳者として、会計年度任用職員を1名任用している。 ・手話通訳者派遣回数 └令和3年度 129回 └令和4年度 141回 └令和5年度 124回 ・要約筆記者派遣回数 └令和3年度 0回 └令和4年度 3回 └令和5年度 7回	予定どおり進行中		・毎年職員向けの手話教室を開講している。年代や職位を超えて職員が出席し、手話や障がい福祉への理解を深め、簡単な手話を習得してもらえている。 ・新任職員研修の一環で、設置手話通訳者による手話講習を実施している。初めて手話に触れる職員がほとんどだが、手話や障がい福祉への理解を深めてもらえている。 ・意思疎通支援・障がい理解研修を実施している。年度によって取り扱うテーマは異なるが、疑似体験や当事者による経験談を交えた内容などにより、障がい理解を深めてもらえている。 ・設置手話通訳者として、会計年度任用職員を1名任用している。 ・手話通訳者派遣回数 └令和6年度 139回 └令和7年度 105回 ・要約筆記者派遣回数 └令和6年度 20回 └令和7年度 12回	予定どおり進行中	-	引き続き、視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対し、当該事業を実施していく。	手話通訳者の高齢化が進んでおり、将来的に担い手が減る懸念があるため、担い手の確保のための方策が必要。
2	「障がい福祉のしおり」の発行	手帳取得者等へ利用できる福祉サービスや制度などの情報を提供、周知するため、障がい者施策全般を紹介した冊子「障がい福祉のしおり」を年1回発行し、手帳取得時などに説明・配布を行います。	障がい福祉課	継続	毎年新たな制度や現行の事業の変更等に対応した「障がい福祉のしおり」を発行し、手帳の新規交付時や希望された時に配布を行っている。	予定どおり進行中		「障がい福祉のしおり」を発行し、手帳の新規交付時や希望された時に配布を行った。	予定どおり進行中	-	令和8年度においても「障がい福祉のしおり」を発行し、手帳の新規交付時や希望された時に配布する。	-
3	情報・意思疎通支援用具の給付	意思伝達装置、点字器、人工喉頭、障がい者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフトなど、障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具等の給付を行います。	障がい福祉課	継続	・意思伝達装置（携帯用会話補助装置・聴覚障がい者用通信装置（ファクス））の給付件数 └令和3年度 2件 └令和4年度 2件 └令和5年度 0件 ・点字器の給付件数 └令和3年度 0件 └令和4年度 0件 └令和5年度 0件 ・人工喉頭の給付件数 └令和3年度 2件 └令和4年度 2件 └令和5年度 1件 ・障がい者向けのパソコン周辺機器やアプリケーション（情報・通信支援用具）の給付件数 └令和3年度 2件 └令和4年度 0件 └令和5年度 1件	予定どおり進行中		・意思伝達装置（携帯用会話補助装置・聴覚障がい者用通信装置（ファクス））の給付件数 └令和6年度 2件 └令和7年度 1件 ・点字器の給付件数 └令和6年度 0件 └令和7年度 0件 ・人工喉頭の給付件数 └令和6年度 0件 └令和7年度 1件 ・障がい者向けのパソコン周辺機器やアプリケーション（情報・通信支援用具）の給付件数 └令和6年度 1件 └令和7年度 1件	予定どおり進行中	-	引き続き、視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対し、当該事業を実施していく。	-
4	「あしやねっとよ」による情報提供	障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっとよ」を活用し、市内で開催されているイベント・講座等の案内、事業所・障がい者団体等の紹介など障がい福祉に関する様々な情報を発信します。	障がい福祉課	新規	・知りたい情報をより容易に得られるように、令和5年度にサイトのリニューアルを行った。従来からの障がい福祉に関する情報に加えて、コラム等新たな情報を掲載していく予定。	予定どおり進行中		従来からの情報発信に加えて、コラムの掲載を行った。	予定どおり進行中	-	引き続き、障がい福祉に関する様々な情報を発信する。	-
5	多様な機関・団体等への情報提供	障がいのある人が様々な機会や場を通じて、制度や福祉サービス等に関する情報を入手できるよう、サービス提供事業所や医療・教育などの関係機関、障がい者団体等へ自立支援協議会などを通じ、情報提供を行います。	障がい福祉課	継続	・自立支援協議会専門部会にて、令和5年度に「障がいのある人のライフステージの可視化」のために年齢に応じた年表を作成し、障がいに関するイベントで展示を行い、年齢ごとで利用できるサービスを周知した。 ・自立支援協議会や計画の策定委員会などで国の施策の方向性などの情報提供を行っている。	予定どおり進行中		障がい者団体等に対して、必要に応じた情報提供に取り組んだ。	予定どおり進行中	-	必要に応じて、自立支援協議会などの場を活用して、障がい者団体等への情報提供を行う。	

基本目標2 共に学び共に地域で活動できる体制づくり

1 広報啓発活動の充実

前回評価							今回評価					
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成（令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等（特記事項がある場合）
1	広報誌・ホームページ等による啓発	地域生活において障がいのある人が安心して暮らせるよう、障がいへの理解を促進するため、「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用した啓発を推進します。	障がい福祉課 秘書・広報課	継続	・毎年の障害者週間に合わせて、広報あしや12月号に障がい理解に関する特集を掲載している。 ・市民の合理的配慮の提供に関する理解を深めるため、令和5年度に芦屋市広報番組あしやトライあんぐるにて、芦屋市みんなにやさしいお店登録事業等の特集を放送した。 ・自閉症デー・国際手話デーに合わせて、市役所庁舎のライトアップを行った。	予定どおり進行中		・毎年の障害者週間に合わせて、広報あしや12月号に障がい理解に関する特集を掲載した。また、特集に併せて「合理的配慮提供支援助成事業」や「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」の記事を掲載し、周知を行った。 ・自閉症デー・国際手話デーに合わせて、市役所庁舎のライトアップを行った。	予定どおり進行中	-	地域生活において障がいのある人が安心して暮らせるよう、障がいへの理解を促進するため、「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用した啓発を引き続き推進する。	-
2	マスメディア・SNSによる広報啓発活動	マスメディアを積極的に活用し、障がいに関する情報について、市民への周知・啓発に努めます。また、Facebook等のSNSを通じて市民への周知・啓発にも努めます。	障がい福祉課 秘書・広報課	継続	（障がい福祉課） ・芦屋市自立支援協議会が管理しているSNS（Instagram、X）において、障がい児・者作品展の開催に関する周知を行っている。 ・令和5年度に芦屋市みんなにやさしいお店登録事業（合理的配慮の提供を行う市内店舗等を登録しSNS等で周知することによって、障がいのある人の社会参加を支援する事業）を開始し、登録店舗を当該事業のInstagramにて紹介している。 （秘書・広報課） ・Facebookにおいて「ASHIYAみんなにやさしいお店Instagram」を周知した。	予定どおり進行中		（障がい福祉課） ・Instagramにて「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」の登録店舗の紹介を行った。また、令和7年度にWEB広告も行い、周知を図った。 ・芦屋市自立支援協議会が管理しているSNSにて、「まるっと説明会」の周知を行った。 （秘書・広報課） ・Facebookにおいて「ASHIYAみんなにやさしいお店Instagram」を周知した。	予定どおり進行中	-	（障がい福祉課） 引き続き、Instagram等を活用した周知・啓発に取り組む。 （秘書・広報課） マスメディアを積極的に活用し、障がいに関する情報について、市民への周知・啓発に引き続き努める。また、SNS※を通じて市民への周知・啓発にも引き続き努める。 ※令和8年度時点で、市でFacebookの運用は行っていない。	-
3	「あしやねっと♪」を活用した障がいに関する普及啓発	障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」を活用し、「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」に関する取組等、障がいに関する普及啓発を実施します。	障がい福祉課	新規	・あしやねっと♪にて「障がい児・者作品展」等の障がい理解につながるイベント等の周知を行っている。また、令和5年度のサイトリニューアルに伴い、障がいのある人の居場所の紹介やコラム等を掲載していく予定。	予定どおり進行中		あしやねっと♪にて「障がい児・者作品展」等の障がい理解につながるイベント等の周知を行ったとともに、障がいのある人の居場所の紹介やコラムの掲載に取り組んだ。	予定どおり進行中	-	引き続き、あしやねっと♪を活用した普及啓発を実施する。	-

基本目標2 共に学び共に地域で活動できる体制づくり

2 一貫した教育支援体制の構築（1）乳幼児期における療育・保育等

前回評価							今回評価					
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成（令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等（特記事項がある場合）
1	療育支援の実施	発達に課題のある児童に適切な療育及び訓練等を提供するため、市立すくすく学級において児童発達支援事業の提供を行います。	こども政策課	継続	・すくすく学級において児童発達支援事業の提供を行った。 ・利用者数 └令和3年度 23人 └令和4年度 23人 └令和5年度 20人	予定どおり進行中		・すくすく学級において児童発達支援事業の提供を行った。 ・利用者数 └令和6年度 15人 └令和7年度 12人	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-
2	インクルーシブ教育・保育事業の実施	就学前施設において、配慮の必要な子どもに対して必要な支援体制を整備し、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達が促進されるよう取り組みます。	ほいく課 保健安全・特別支援教育課	継続	（ほいく課） ・芦屋市内の認可保育施設へ入所を希望している及び在籍している子どもに対し、芦屋市インクルーシブ教育・保育事業実施要綱に基づき、加配保育士または加配保育教諭の配置の可否を協議、検討し配置を行い、子ども健全な発達が促進されるよう支援をしている。また、年間4回インクルーシブ教育・保育研修会を開催し、保育の質の向上に繋がっている。 受け入れ実績 └令和3年度 41人 └令和4年度 56人 └令和5年度 65人 （保健安全・特別支援教育課） ・芦屋市立幼稚園への入園希望している幼児、在園児に対し芦屋市立幼稚園特別支援教育に係る加配教員等配置検討委員会設置要項に基づき、加配教員、支援員の適正な配置を検討し、幼児が園内で円滑な生活が送れるよう配置を行っている。また、各園、年間1回以上、講師を招聘し、特別支援教育の研究会を行なっている。年度末には、特別支援教育報告会並びに研修会を実施し、市内の就学前施設、小学校と共に学び、特別支援教育の質の向上に繋がっている。 受け入れ実績 └令和3年度 10人 └令和4年度 12人 └令和5年度 10人	予定どおり進行中		（ほいく課） 芦屋市内の認可保育施設へ入所を希望している及び在籍している子どもに対し、芦屋市インクルーシブ教育・保育事業実施要綱に基づき、加配保育士または加配保育教諭の配置の可否を協議、検討し配置を行い、子どもの健全な発達が促進されるよう支援を行った。また、年間4回インクルーシブ教育・保育研修会を開催し、保育の質の向上に繋がった。 受け入れ実績 └令和6年度 83人 └令和7年度 82人 （保健安全・特別支援教育課） 芦屋市立幼稚園に入園希望の子どもに対して加配・支援員の配置が必要であるかの教育面談を開催し、子どもにとって必要な支援の在り方を園の職員や特別支援教育センター、保護者と共有する。また、各園が特別支援教育について研究会や報告会を開催し、保育の質の向上に繋がった。 受け入れ実績 └令和6年度 5人 └令和7年度 5人	予定どおり進行中	-	（ほいく課） 芦屋市内の認可保育施設へ入所を希望している及び在籍している子どもに対し、芦屋市インクルーシブ教育・保育事業実施要綱に基づき、協議、検討された加配保育士または加配保育教諭の配置の可否を協議、検討し配置を行い、子どもの健全な発達が促進されるよう取り組み、また、年間4回インクルーシブ教育・保育研修会を開催し、保育の質の向上に繋げていく。 （保健安全・特別支援教育課） 子どもの様子や成長に応じて講師の先生を迎え、常に変わる子どもの支援の多様性に対応できるよう保育の質の向上に取り組む。	（ほいく課） 芦屋市インクルーシブ教育・保育事業実施要綱に基づき、協議、検討された加配保育士または加配保育教諭の配置や関りが子どもの健全な発達が促されるように取り組まれているかを実施施設訪問や個別支援計画などで保育の質の向上に繋げていく。 （保健安全・特別支援教育課） 園内委員会を開催し、職員全員でこのまの様子をとらえ、支援につなげていくことを積み上げていく。
3	市立すくすく学級における日中一時支援事業の実施	日中、障がいのある幼児等に活動の場を提供し、家族の一時的な休息時間を確保するため、日中一時支援事業を実施します。	こども政策課	継続	・すくすく学級における日中一時支援事業「すくすくひろば」を実施した。 ・利用者数 └令和3年度 9人 └令和4年度 2人 └令和5年度 3人	予定どおり進行中		・すくすく学級における日中一時支援事業「すくすくひろば」を実施した。 ・利用者数 └令和6年度 3人 └令和7年度 2人	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-

基本目標2 共に学び共に地域で活動できる体制づくり

2 一貫した教育支援体制の構築（2）特別支援教育の推進

前回評価								今回評価				
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成（令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等（特記事項がある場合）
1	要支援児童等教育支援委員会の実施	障がいのある幼児児童生徒の適正な就学指導を行うとともに、就学後の適応状況についても追跡調査を行い、個に応じた多様な教育的ニーズに対応します。	保健安全・特別支援教育課	継続	・障がいのある幼児児童生徒の就学、進学、転校の就学指導を進めている。児童生徒の適応状況については追跡調査を行い、次年度以降も確認を行っている。個に応じた多様な教育的ニーズに対応しながら進めている。	予定どおり進行中		障がい有するまたは発達に課題のある幼児児童生徒の就学及び教育的支援について審議を行った。児童生徒の適応状況については追跡調査を行い、次年度以降も確認を行った。個に応じた多様な教育的ニーズに対応しながら進めた。	予定どおり進行中	-	・要支援児童等教育支援委員会を実施。 ・専門部会を複数回開催。 ・障がい有するまたは発達に課題のある幼児児童生徒の就学及び教育的支援について審議を行う。 ・児童生徒の適応状況については追跡調査を行い、確認を行う。 ・個に応じた多様な教育的ニーズに対応する。	-
2	就学サポート連携推進事業の実施	「就学のための教育連携連絡会」を定期的に開催し、教育上、配慮を要する幼児の円滑な就学等への対応を図るとともに、保育所、幼稚園、小学校、関係機関が連携して情報交換する連携システムを確立します。	保健安全・特別支援教育課	継続	・「就学のための教育支援委員会」を定期的に開催し、教育上、配慮を要する幼児の円滑な就学等への対応を進めるとともに、保育所、幼稚園、小学校、関係機関が連携して情報交換をし、スムーズに就学できるよう努めている。	予定どおり進行中		「就学のための教育連携連絡会」で作成された連携シートを利用し、教育上、配慮を要する幼児の円滑な就学等への対応を図るとともに、保育所、幼稚園、小学校、関係機関が連携して情報の共有を進めた。	予定どおり進行中	-	継続して、作成された様式を利用して、就学前施設から小学校への引継ぎの機会をもつ（引継ぎ会の開催、電話等）。	就学前施設と小学校、関係機関が連携するシステムが確立した。今後はその確立したシステムにのっとり、学校園所との引継ぎ会が開催される。併せて、必要に応じて個別の就学にかかるケース会議（計画相談主催）が開催される。
3	特別支援教育センターの充実	芦屋市における特別支援教育の充実と保護者や学校園と連携を図るため、専門指導員による巡回指導、教育相談を実施し、保護者や学校園への支援機能の充実に図ります。	保健安全・特別支援教育課	継続	・芦屋市における特別支援教育の充実と保護者や学校園と連携を進め、専門指導員による巡回指導、教育相談、検査等を随時実施し、保護者や学校園への支援機能の充実に進めている。	予定どおり進行中		芦屋市における特別支援教育の充実と保護者や学校園と連携を進め、専門指導員による巡回指導、教育相談、検査等を随時実施し、保護者や学校園への支援機能の充実に進めた。	予定どおり進行中	-	芦屋市における特別支援教育の充実と保護者や学校園と連携を進めるために、専門指導員による巡回指導、教育相談、検査等を随時実施し、保護者や学校園への支援機能の充実に図る。	-
4	校内支援体制の整備	特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会において、個に応じた支援の在り方についての共通理解や検討を行うとともに、特別支援教育センターと連携し、支援体制の充実に図ります。	保健安全・特別支援教育課	継続	・特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会において、個に応じた支援の在り方についての共通理解や検討を行っている。特別支援教育センターと連携し、支援体制の充実に図っている。	予定どおり進行中		特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会において、個に応じた支援の在り方についての共通理解や検討を行った。特別支援教育センターと連携し、支援体制の充実に図った。	予定どおり進行中	-	・特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会において、個に応じた支援の在り方についての共通理解や検討を行う。 ・特別支援教育センターと連携し、支援体制の充実に図る。	-
5	障がいの状態に応じた学習指導	障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた支援を行い、主体的に生活を営む力を育むことができるよう、個別の年間指導計画・教育支援計画・指導計画を作成し、これらに基づいた支援や指導等の充実に図ります。	保健安全・特別支援教育課	継続	・障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた支援を行い、主体的に生活を営む力を育むことができるよう、個別の年間指導計画・教育支援計画・指導計画を保護者と連携し作成し、見直しを繰り返しながら、支援や指導を進めている。	予定どおり進行中		障がいのある児童生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた支援を行い、主体的に生活を営む力を育むことができるよう、個別の年間指導計画・教育支援計画・指導計画を保護者と連携して作成し、見直しを繰り返しながら、支援や指導を進めた。	予定どおり進行中	-	障がいのある児童生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた支援を行い、主体的に生活を営む力を育むことができるよう、個別の年間指導計画・教育支援計画・指導計画を保護者と連携し作成し、見直しを繰り返しながら、支援や指導を進める。	-
6	指導補助員の配置	生活面、学習面で支援が必要な幼児児童生徒に、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた効果的な指導、支援を行うために、介助員、支援員、ボランティア等の指導補助員を効果的に配置します。	保健安全・特別支援教育課	継続	・生活面、学習面で支援が必要な幼児児童生徒に、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた効果的な指導、支援を行うために、介助員、支援員、ボランティア等の指導補助員を効果的に配置している。	予定どおり進行中		生活面、学習面で支援が必要な幼児児童生徒に、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた効果的な指導、支援を行うために、介助員、支援員、ボランティア等の指導補助員を必要ニーズに応じて配置した。	予定どおり進行中	-	生活面、学習面で支援が必要な幼児児童生徒に、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた効果的な指導、支援を行うために、介助員、支援員、ボランティア等の指導補助員を必要ニーズに応じて配置する。	-
7	専門指導員派遣委託事業の実施	障がいのある幼児児童生徒の保護者への相談・支援、教職員に対する障がいに応じた適切な指導方法等の助言のため、専門指導員を派遣します。また、発達段階に応じた保護者、幼児児童生徒への直接的な支援講座を開催し、支援の必要な幼児児童生徒の指導、支援の充実に図ります。	保健安全・特別支援教育課	継続	・三田谷治療院、大学の教授、県立特別支援学校等の専門指導員を障がいのある幼児児童生徒の保護者への相談・支援、教職員に対する障がいに応じた適切な指導方法等の助言のため、必要に応じて派遣している。また、発達段階に応じた保護者、幼児児童生徒への直接的な支援講座を個別や集団で行っている。	予定どおり進行中		三田谷治療教育院の専門指導員、県立特別支援学校等支援部のセンター的機能、大学の教授を、障がいのある幼児児童生徒の保護者への相談・支援、教職員に対する障がいに応じた適切な指導方法等の助言のため、必要に応じて派遣した。また、発達段階に応じた保護者、幼児児童生徒への直接的な支援講座を個別や集団で行った。	予定どおり進行中	-	三田谷治療教育院の専門指導員、県立特別支援学校支援部のセンター的機能、大学の教授、を障がいのある幼児児童生徒の保護者への相談・支援、教職員に対する障がいに応じた適切な指導方法等の助言のため、必要に応じて派遣する。また、発達段階に応じた保護者、幼児児童生徒への直接的な支援講座を個別や集団で行う。	-
8	進路指導の充実	義務教育終了後の進路について、多様な進路先の選択が行えるよう、特別支援学校やサービス提供事業所等の進学や就労に関する機関との連携を密にし、支援の充実に図ります。	保健安全・特別支援教育課	継続	・義務教育終了後の進路について、多様な進路先の選択が行えるよう、特別支援学校やサービス提供事業所等の進学や就労に関する機関との連携を密にし、情報を発信しています。	予定どおり進行中		義務教育終了後の進路について、多様な進路先の選択が行えるよう、特別支援学校やサービス提供事業所等の進学や就労に関する機関との連携を密にし、情報を発信した。	予定どおり進行中	-	義務教育終了後の進路について、多様な進路先の選択が行えるよう、特別支援学校やサービス提供事業所等、進学や就労に関する機関との連携を密にし、情報を発信する。	-
9	教育施設の点検・整備	学校園施設を誰もが安心・安全に利用できるよう、バリアフリー化を進めます。	教育委員会管理課	継続	・学校園施設のバリアフリー化については、大規模改修等のタイミングに併せて、計画的に進めている。	予定どおり進行中		令和6年度に潮見中学校の多目的トイレにユニバーサルシートを新設した。	予定どおり進行中	-	山手小学校及び岩園小学校でトイレ改修工事を実施し、多目的トイレにオストメイト対応流しを設置し、バリアフリー化を進める予定。	-
10	サポートファイルの普及啓発	保護者と共に支援者が連携を図り、切れ目のない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討を行います。	障がい福祉課 こども政策課 こども家庭・保健センター 保健安全・特別支援教育課	継続	（障がい福祉課） ・サポートファイルを窓口やクローバー・ベアレント・トレーニング（旧家庭療育支援講座）等で配付。 └令和3年度 配付数6冊 延べ配付数338冊 └令和4年度 配付数25冊 延べ配付数363冊 └令和5年度 配付数20冊 延べ配付数383冊 （こども政策課） ・サポートファイルを窓口や、障がい児通所支援事業所に配布。 └令和3年度 配付数1冊 └令和4年度 配付数9冊 └令和5年度 配付数5冊 （こども家庭・保健センター） ・相談事業で必要な対象者にサポートファイルの使い方の説明を行ったり、窓口でいつでも配布できるようにしたりしている。 （保健安全・特別支援教育課） ・保護者と共に支援者が連携を図り、切れ目のない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及啓発を行っている。	予定どおり進行中		（障がい福祉課） ・サポートファイルを窓口やクローバー・ベアレント・トレーニング（旧家庭療育支援講座）等で配付。 └令和6年度 配付数30冊 延べ配付数413冊 └令和7年度 配付数34冊 延べ配付数447冊 （こども政策課） ・サポートファイルを窓口や、障がい児通所支援事業所に配布した。 └令和6年度 配付数10冊 └令和7年度 配付数22冊 （こども家庭・保健センター） 相談事業や窓口で必要な対象者に保健師よりサポートファイルの使い方や活用方法について説明を実施した。 （保健安全・特別支援教育課） 保護者と共に支援者が連携を図り、切れ目のない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討を行った。	予定どおり進行中	-	（障がい福祉課・こども政策課） 引き続き取組を実施する。 （こども家庭・保健センター） 引き続き、相談事業等で必要な対象者について保健師よりサポートファイルの使い方や活用方法についての説明を行い、市民が有効活用できるように支援していく。 （こども家庭・保健センター） サポートファイルの有効活用のために、内容の見直しが必要。 （保健安全・特別支援教育課） 保護者と共に支援者が連携を図り、切れ目のない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及啓発を行い、有効活用する。	

基本目標2 共に学び共に地域で活動できる体制づくり

3 福祉教育の推進（1）学校教育

前回評価							今回評価					
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成 理由（「予定より遅れている」「着手 できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成 （令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」 「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等 （特記事項がある場合）	
1	道徳教育の推進	道徳副読本の活用や、他者と交流する体験活動、課題 解決学習等を通して共生社会に生きる上で必要な道徳 的実践意欲と態度、道徳的心情、道徳的価値判断を育 みます。	学校支援課	継続	道徳教育の推進については、授業で多様な価値観や生き方 について学習を進め、自身の考えを深めながら、他者への 理解を深めている。トライやる・ウィークや戸屋特別支援 学校との交流を行い、生徒たちは、障がいのある方々との 触れ合いを通して、共生社会の大切さを実感している。取 り組みを通して、生徒たちの道徳的実践意欲と態度、道徳 的心情、道徳的価値判断力の育成を進めている。	予定どおり進行中	道徳科の授業のなかで、児童生徒は多様な価値観や生き方について 学習し、自身の考えを深めながら、他者への理解を深めた。また、 様々な学校行事を通し、障がいのある方々と触れ合うことで、共生 社会の大切さを実感することができた。 道徳教育を推進し、児童生徒の道徳的実践意欲と態度、道徳的心 情、道徳的価値判断力の育成を図った。	予定どおり進行中	-	引き続き、児童生徒が道徳的実践意欲と態度、道徳的 心情、道徳的価値判断力を育むことができるよう、道 徳教育を推進していく。	-	
2	啓発冊子の活用	学齢期の児童を中心に啓発冊子を活用した学習機会を 設け、障がいの理解促進を図ります。	学校支援課	継続	啓発冊子を含む様々な資料も活用し、児童生徒が共生社会 の大切さを実感できるように取組を進めている。	予定どおり進行中	啓発冊子を含む様々な資料も活用し、児童生徒が共生社会の大切さ を実感できるように取組を進めた。	予定どおり進行中	-	学齢期の児童を中心に啓発冊子を活用した学習機会を 設け、障がいの理解促進を図る。	-	
3	特別活動の推進	トライやる・ウィークや学校園行事をはじめとした特 別活動を通じて、障がいの児童生徒との交流を積極 的に行い、障がいのある人との交流を積極的に行 い、障がいに對する理解を深めるとともに、思いやり や助け合いの心を育みます。	学校支援課	継続	トライやる・ウィークの事前学習で福祉学習を進め、特に 高齢者福祉、障がい者福祉についての理解を深め、実際の 事業所での活動が充実するよう指導を進めている。また、 戸屋特別支援学校との連携も密に行い、交流する機会を大 切にしている。	予定どおり進行中	トライやる・ウィークの活動先として障がい者福祉施設等を準備 し、地域の障がいのある人との交流が行えるようにした。また、総 合的な学習の時間でも福祉学習に取り組むなど思いやりや助け合 いの心を育むように取り組んだ。	予定どおり進行中	-	引き続き、トライやる・ウィークの活動事業所として 福祉施設に協力依頼する。また、生徒が積極的に福祉 施設で活動できるように、事前学習の充実を図る。	協力いただいている施設は多いものの、受け入れ可能 数に対して、生徒の希望数が少ない現状がある。	
4	総合的な学習の時間の活 用	体験的な学習や地域人材の活用など実感のある学習を 通して、障がいや人権についての正しい認識と理解の 促進を図ります。	学校支援課 学校教育課	継続	（学校教育課・学校支援課） ・視覚、聴覚に障がいのある人や福祉施設で働く方と交流 を行ったり、療育事務所の方のお話を聞いたことで 障がいに對する理解を深めることができた。 ・車イススポーツについての講話や実際に車イスに乗る体 験を行い、体験学習や講話を通して障がいの向き合い方 や人とのつながりの大切さ、相手の特性を知ることの大切 さに気付き、共生社会について考える機会を持つことがで きた。	予定どおり進行中	（学校教育課） ・総合的な学習の時間において福祉学習として、講話や車いすに実 際に乗る体験を行った。また、障がいの児童生徒と一緒に学ぶ 時間をつくることにより、障がいに對する理解を深め、相手の特 性を知ることの大切さ、人とのつながりの大切さについて考えさせる ことができた。 ・教職員を対象とした研修として、専門的な知識のある方に来校い ただき、障がいの児童生徒の行動観察や助言・指導をいただい た。 （学校支援課） 体験的な学習や地域人材の活用など実感のある学習を通して、障が いや人権についての正しい認識と理解の促進を図った。	予定どおり進行中	-	（学校教育課） ・引き続き各校の状況に応じてカリキュラムを設定し、 当事者の方の講話を聞いたり、交流したり、体験 的な学習ができるよう支援する。 ・引き続き、教職員が専門的な知識のある方の助言や 指導をいただく機会を持てるよう支援する。 （学校支援課） 体験的な学習や地域人材の活用など実感のある学習を 通して、障がいや人権についての正しい認識と理解の 促進を図る。	（学校教育課） ・体験的な学習や当事者の話を通して障がいや人権に ついての正しい理解を深めていけるようにする。 ・教職員の知識の向上を図り、特別支援教育の実践 的な研究を深める。	
5	教職員を対象とした研修	教職員が障がいについて、正しい理解と支援が行える よう、障がい理解や特別支援教育に関する研修を行 い、教職員の指導力を高めます。	打出教育文化セン ター 保健安全・特別支援 教育課	継続	（打出教育文化センター） ・教職員研修を通じて、障がい理解や特別支援教育につ いての知識を得て、指導に活かすことができている。	予定どおり進行中	（打出教育文化センター） 教職員研修を通じて、障がい理解や特別支援教育についての知識を得 て、指導に活かすことができた。 （保健安全・特別支援教育課） ・特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育の推進に かかる研修を行った。 ・通級指導教員を中心に、戸屋市の委託事業や保育所等訪問支援の 職員と連携して、支援の在り方について研修を行った。	予定どおり進行中	-	（打出教育文化センター） これまでと同様に、教職員が障がいについて、正しい 理解と支援が行えるよう、障がい理解や特別支援教育 に関する研修を行い、教職員の指導力を高める。 （保健安全・特別支援教育課） ・特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援 教育の推進にかかる研修会を行う。 ・通級指導教員を中心に、戸屋市の委託事業や保育所 等訪問支援の職員と連携して、支援のあり方について 研修会を行う。 ・こども理解を深めるため、こどもの見方（アセスメ ント）について見直し、個別支援とクラス運営にお ける支援との両輪を考える研修会を行う。 ・全教職員に向けて、戸屋市の特別支援教育の理念を 理解し、一人一人が推進者であることを支援するた めの研修会を行う。併せて、連携する保健・福祉等 の関係者が、戸屋市の特別支援教育への理解を深めら れるよう、共に学ぶ場とする。	-	

基本目標2 共に学び共に地域で活動できる体制づくり

3 福祉教育の推進（2）社会教育

前回評価							今回評価					
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成 （令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等 （特記事項がある場合）
1	各種講座・教室の開催	地域に暮らす市民が障がいや人権について、理解を深めることができるよう出前講座や各種講座・教室の開催等学習機会の拡充に努めます。	国際文化推進課	継続	・市民が障がいについて理解を深めることができるよう、「障がい福祉サービス」、「障がいのある人への配慮について」、「手話入門」等を出前講座のメニューに組み込むなど、学習機会の拡充に取り組んでいる。	予定どおり進行中		市民が障がいについて理解を深めることができるよう、「障がい福祉サービス」、「障がいのある人への配慮について」、「今日からはじめる手話！」等を出前講座のメニューに組み込むなど、学習機会の拡充に取り組んだ。	予定どおり進行中	-	人権問題や障がいがある人への配慮に関する出前講座を継続的に実施し、学習機会の確保に努める。	-
2	福祉教育活動への支援	車いす、アイマスクなど福祉に関する資料等の貸出しや情報提供に努めるとともに、各種講演会や講座・教室・研修会など、地域における福祉教育活動の促進を図ります。	社会福祉協議会	継続	・幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、高等学校において、視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者など当事者の講話や、車いす、アイマスク体験、「この町がすき」の手話歌の練習訪問を行った。 ・各学校での福祉学習に、ボランティアをはじめ民生委員、福祉推進委員が協力することにより、地域住民への障がい者の理解を進めることができた。 ・学生協働プロジェクトにおいて、高校生にまるっと説明会において障がいのある人に関する発表を行った。	予定どおり進行中		・幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、高等学校において、視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者など当事者の講話や、車いす、アイマスク体験、「この町がすき」の手話歌の練習訪問を行った。 ・各学校での福祉学習に、ボランティアをはじめ民生委員、福祉推進委員が協力することにより、地域住民への障がい者の理解を進めることができた。 ・夏休みに小学生向けに、手話教室、点字教室を開催した。 ・地域の自主防災会からの依頼で、障がい理解についての勉強会を開催した。	予定どおり進行中	-	継続して実施する。	-

4 交流活動の充実

前回評価							今回評価					
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成（令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等（特記事項がある場合）
1	障がいの有無に関わらず交流できるイベントの開催	新型コロナウイルス感染症を機に、これまで実施してきた「ふれあい市民運動会」等の事業を見直し、芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインに則った事業を検討・実施します。	障がい福祉課	新規	・芦屋大学のボランティアサークル及びリードあしやと協働し、障がいの有無や世代に関わらず交流を図ることができるよう新たなイベントの開催を検討した。その結果、令和6年に「春の健康ほかほか運動会」を開催することが決定した。 ・障がいのある人もない人も参加できるイベントを実施する市民団体などに対し、協力・支援している。 ・コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施し、授産品を通して障がい理解の啓発に努めている。	予定どおり進行中		・令和6年5月に、「春の健康ほかほか運動会」を開催した。 ・障がいのある人もない人も参加できるイベントを実施する市民団体などに対し、協力・支援を行った。 ・コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」も引き続き実施し、授産品を通して障がい理解の啓発に努めた。	予定どおり進行中	-	障がいの有無に関わらず交流できるイベントについて、検討や市民団体への支援等を行う。	-
2	障がいの有無に関わらず交流できる居場所の周知	市内外で障がいのある人もない人も集うような居場所を見出していき、障がいのある人等に周知します。	障がい福祉課	新規	・令和4年度に、当事者からの問題提起を受け、自立支援協議会専門部会にて障がいのある人の居場所「つむぐ広場」を立ち上げた。 ・令和5年度に芦屋市みんなにやさしいお店登録事業（合理的配慮の提供を行う市内店舗等を登録しSNS等で周知することによって、障がいのある人の社会参加を支援する事業）を開始し、登録店舗を当該事業のInstagramにて紹介している。 ・令和5年度のあしやねっとよのサイトリニューアルに伴い、障がいのある人の居場所の記事を掲載し、周知を行う予定。	予定どおり進行中		・あしやねっとよにて「障がい児・者作品展」等の障がい理解につながるイベント等の周知を行ったとともに、障がいのある人の居場所の紹介やコラムの掲載に取り組んだ。 ・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業の登録店舗をInstagramにて紹介した。	予定どおり進行中	-	引き続き、「あしやねっとよ」を活用した周知や、芦屋市みんなにやさしいお店登録事業の登録店舗の紹介を行う。	-
3	地域との交流	○社会福祉協議会や関係各課とも連携を図りながら、障がいのある人との交流活動を促進します。 ○地域交流拠点を設置し、相談やイベントなど地域との交流を深めます。 ○芦屋特別支援学校との交流等、地域社会における交流の機会の更なる促進を行います。	社会福祉協議会 保健安全・特別支援教育課	継続	（社会福祉協議会） ・令和4年度の自立支援協議会専門部会において、障がいのある人のタ方的居場所づくりにて創設された「つむぐ広場」が障がいのある人だけでなく、地域住民との交流の機会となっている。 （保健安全・特別支援教育課） ・芦屋特別支援学校やこばと聴覚特別支援学校と地域の幼稚園や学校と定期的に交流を行っている。	予定どおり進行中		（社会福祉協議会） ・社会福祉協議会が事務局を行っている市内の社会福祉法人で構成する「ほっとかへんネット」において、地域のこどもを対象としたイベントを実施しており、そのイベントに加入社会福祉法人に通所されている当事者の方がホスト側で参加していただいた。 ・障がい児者作品展やまるっと説明会、モンテメール販売会など、各事業所の授産品（こころひろみん）販売会においても各事業所の当事者の方が販売スタッフとして地域の方と交流を行った。 （保健安全・特別支援教育課） ・芦屋特別支援学校に在籍する児童生徒が、在住地域の小中学校で副籍校交流を行った。 こばと聴覚特別支援学校に在籍する幼児と在住地域の幼稚園と概ね月に1回、定期的に交流を行った。	予定どおり進行中	-	（社会福祉協議会） 現在の取り組みを継続して実施する（保健安全・特別支援教育課） ・芦屋特別支援学校に在籍する児童生徒が、在住地域の小中学校で副籍校交流を行う。 ・こばと聴覚特別支援学校に在籍する幼児が、在住地域の幼稚園と概ね月に1回、定期的に交流を行う。	-
4	みどり地域生活支援センターの運営（再掲）	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、障がい者の福祉の増進を図るため、生活介護や短期入所の障がい福祉サービスの実施、喫茶や夏祭り等地域に開かれた障がい者支援施設として運営を行います。	障がい福祉課	継続	・生活介護事業 年間利用者数 └ 令和3年度 3,777人 └ 令和4年度 3,750人 └ 令和5年度 3,814人 ・短期入所事業 年間利用日数 └ 令和3年度 190日 └ 令和4年度 161日 └ 令和5年度 171日 ・喫茶は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で中止、夏祭りは令和5年度から再開している。	予定どおり進行中		・生活介護事業 年間利用者数 └ 令和6年度 3,620人 └ 令和7年度 3,736人 ・短期入所事業 年間利用日数 └ 令和6年度 194日 └ 令和7年度 191日	予定どおり進行中	-	引き続き取組を実施する。	-
5	当事者の組織化及び当事者組織の運営支援	保健福祉センターを活用した活動の場の提供を行いながら、当事者の組織化促進や運営支援を行います。	障がい福祉課 社会福祉協議会	継続	（社会福祉協議会） ・保健福祉センターにおいて、地域との交流にもなっている障がいのある人の居場所「つむぐ広場」が実施されている。また、社会福祉協議会や基幹相談において継続的な運営支援を行っている。	予定どおり進行中		（社会福祉協議会） 運営支援として、歳末たすけあい募金配分金を芦屋市障がい団体連合会の団体に配分した。	予定どおり進行中	-	現在の取り組みを継続して実施する。	-

基本目標 2 共に学び共に地域で活動できる体制づくり

5 地域福祉活動の促進

前回評価							今回評価					
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成 （令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等 （特記事項がある場合）
1	市と市民による協働の取組	市と市民の協働で設置した「地域福祉アクションプログラム推進協議会」において、既存のプロジェクトの推進と、より多くの人が楽しく参加できる新たな地域活動を展開していきます。	地域福祉課	充実	・スマホサポーター養成講座等、一般市民向けのイベントを開催している。 ・アクションアワード表彰式では活動団体の交流会を行っている。	予定どおり進行中		・スマホサポーター養成講座等、一般市民向けのイベントを開催した。 ・アクションアワード表彰式では活動団体の交流会を行った。	予定どおり進行中	-	引き続きスマホサポーター養成講座等、一般市民向けのイベントなどの地域活動を展開していく。	プロジェクトの実施件数増加に伴い、スマホサポーターなど、各プロジェクトに参画する活動者を増やしていく必要がある。
2	ボランティア活動支援	○地域福祉活動の促進を図るため、ボランティア活動等への助成を行い、関係機関との連携による効果的なボランティア活動の推進を図ります。 ○ボランティア活動センターの運営により、地域福祉活動への住民の参加促進やボランティア活動団体との連携を強化します。 ○地域福祉活動への支援体制を強化するため、「あしや市民活動センター」と「ボランティア活動センター」との連携を強化し、情報提供や団体間とのネットワーク化、ボランティア等の組織化などの支援の充実を図ります。	地域福祉課 社会福祉協議会 市民参画・協働推進課	継続	（地域福祉課） ・申請のあった各団体へ、ボランティア団体の活動費、共済費、行動費を助成し、ボランティア活動の推進を図っている。 （市民参画・協働推進課） ・あしや市民活動センターは、以下の事業において、障がいのある人、子ども、学生、一般の市民がボランティア活動に参加しやすい環境を提供している。 └リードあしやガーデンボランティア └芦屋さくらまつり清掃ボランティア └スマイルボランティア ・あしや市民活動センターは、NPO、学生、障がい者団体とともに、令和6年度の「新緑・春のぼかぼか運動会」開催を目指して会議を重ねるなど、多様な団体と協働・連携している。 ・あしや市民活動センターが事務局として「あしや子ども笑顔ネット」において社会福祉協議会を含め多様な団体とネットワーク会議を実施している。	予定どおり進行中		（地域福祉課） ・申請のあった各団体へ、ボランティア団体の活動費、共済費、行動費を助成し、ボランティア活動の推進を図っている。 （社会福祉協議会） ボランティアグループへ活動費の助成を行った。 （市民参画・協働推進課） ・あしや市民活動センターでは、以下の事業において、障がいのある人、子ども、学生、一般の市民がボランティア活動に参加しやすい環境を提供した。また、相談窓口において、ボランティア活動の相談も可能とした。 └リードあしやガーデンボランティア └芦屋さくらまつり清掃ボランティア └スマイルボランティア（令和6年度） ・あしや市民活動センターが事務局となり、「あしや子ども笑顔ネット」において社会福祉協議会を含め多様な団体とネットワーク会議を実施した。 ・災害時における、社会福祉協議会及びNPO法人等との体制づくりに取り組むための協議を行った。	予定どおり進行中	-	（地域福祉課） 現在の取り組みを継続して実施する。 （社会福祉協議会） 現在の取り組みを継続して実施する。 （市民参画・協働推進課） ・前年度に引き続き、多様な主体がボランティアとして参加しやすい環境を提供する。 ・前年度に引き続き、多様な団体が繋がり、相互に活動を高めることができる会議を実施する。 ・前年度に引き続き、災害時における、社会福祉協議会及びNPO法人等との体制づくりに取り組む。	（市民参画・協働推進課） 例年実施していたスマイルボランティアは、小中学生が主体となっているが、令和7年度は参加人数が減少し活動を実施できなかった。学生が主体のボランティア活動は構成員が年々変化するため、活動を継続する支援が課題である。
3	ボランティア活動センターの運営	○社会福祉協議会に設置されているボランティア活動センターの機能強化を図り、福祉ニーズとボランティア活動を結びつけ、地域支援の仕組みを充実させます。 ○※ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関する相談、対応、コーディネートを行います。	社会福祉協議会	継続	・手話通訳、要約筆記の依頼に対し、登録グループに派遣調整した。 ・ひとり役活動推進事業の登録施設に障がい関連施設が登録した。 ・みどり地域生活支援センターの夏祭りに協力ボランティアの調整を行った。	予定どおり進行中		・手話通訳、要約筆記の依頼に対し、登録グループに派遣調整した。 ・貸室、印刷機等備品の貸出によりボランティア活動の支援を行った。 ・ひとり役活動推進事業の障がい分野の登録施設にワーカーを調整した。	予定どおり進行中	-	現在の取り組みを継続して実施する。	-
4	ボランティアの育成	関係機関と連携し、手話・要約筆記をはじめ、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講し、ボランティアを育成します。	障がい福祉課 社会福祉協議会	継続	（障がい福祉課） ・毎年、社会福祉協議会への委託事業で、手話奉仕員養成講座を実施している。（入門編と基礎編を1年ごとで実施） （社会福祉協議会） ・要約筆記芦屋と協働で、要約筆記体験会を開催した。	予定どおり進行中		（障がい福祉課） ・手話奉仕員養成講座を実施した。 （社会福祉協議会） ・要約筆記芦屋と協働で、要約筆記体験会を開催した。	予定どおり進行中	-	現在の取り組みを継続して実施する。	-
5	障がい者団体への助成	障がいのある人やその保護者の地域における仲間づくり、社会参加や地域生活への支援に重要な役割を果たしている市内の障がい者団体4団体に対し、団体の安定的な運営や活動の充実を図るため、引き続き団体補助金の助成を行います。	障がい福祉課	継続	芦屋市身体障害者福祉協会、芦屋市障がい児者父母の会、芦屋市手をつなぐ育成会、芦屋家族会の安定的な運営や活動の充実を図るため、活動費の一部を助成している。	予定どおり進行中		芦屋市身体障害者福祉協会、芦屋市障がい児者父母の会、芦屋市手をつなぐ育成会、芦屋家族会の安定的な運営や活動の充実を図るため、活動費の一部を助成した。	予定どおり進行中	-	継続して支援を実施する。	-
6	障がい者団体活動への支援	○広報等を通じた各当事者団体の紹介や団体主催のイベントにおける協力など、組織活動の周知及び支援を行います。 ○保健福祉センター内に、ボランティア等当事者組織が活動できる場の確保を行い、運営を支援していくとともに、当事者団体との連携を図ります。 ○ボランティア団体、NPOなど他団体とのネットワーク化の支援及び市民活動全般における情報提供等障がい者団体活動を支援します。	障がい福祉課 市民参画・協働推進課 社会福祉協議会	継続	（障がい福祉課） ・各団体が作成したリーフレットを、手帳の新規交付時に手帳と併せて交付している。 （市民参画・協働推進課） ・あしや市民活動センターでは、年4回発行の季刊紙や、ホームページ、Facebookから当事者団体の活動紹介等を行い広報支援をしている。 （社会福祉協議会） ・以下の取り組みの団体等との調整を実施した。 ・幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、高等学校において、視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者など当事者の講話や、車いす、アイマスク体験、「この町がすき」の手話歌の練習訪問を行った。 ・各学校での福祉学習に、ボランティアをはじめ民生委員、福祉推進委員が協力することにより、地域住民への障がい者の理解を進めることができた。 ・学生協働プロジェクトにおいて、高校生にまると説明会において障がい者に関する発表を行った。 （基幹相談支援センター） ・保健福祉センター2階、ボランティア活動センターの会議室、福祉団体室、ワークルーム等を当事者団体が利用できるスペースとして提供している。	予定どおり進行中		（障がい福祉課） 各団体が作成したリーフレットを、手帳の新規交付時に手帳と併せて交付した。 （市民参画・協働推進課） あしや市民活動センターでは、年4回発行の季刊紙や、ホームページ、各種SNSから当事者団体の活動紹介等を行い広報支援を行った。 （社会福祉協議会） 保健福祉センター2階、ボランティア活動センターの会議室、福祉団体室、ワークルーム等を当事者団体が利用できるスペースとして提供した。	予定どおり進行中	-	（市民参画・協働推進課） 季刊紙は年4回発行し、ホームページや各種SNSは随時更新する予定である。前年度に引続き市民活動全般における広報の支援を行う。 （障がい福祉課・社会福祉協議会） 現在の取り組みを継続して実施する。	-
7	活動拠点確保への支援	あしや市民活動センター等を活用し、市内で活動する様々な団体の活動拠点を確保します。	市民参画・協働推進課 社会福祉協議会	継続	（市民参画・協働推進課） ・あしや市民活動センター登録団体をはじめ、任意団体、NPO法人、個人の団体運営、ボランティア等の相談や、高齢者施設や障がい者施設との活動団体及び個人ボランティアのマッチング、団体の活動の場の提供（カフェ、夏休みの子どもの居場所、フェスタ等）を年間を通じて行っている。 （社会福祉協議会） ・多機関協働推進協議会の居場所プロジェクトにおいて、高齢分野、若者、障がい各分野における社会的孤立防止の居場所として、あしや市民活動センターの喫茶スペースを使ってモデル実施を検討中。	予定どおり進行中		（市民参画・協働推進課） ・あしや市民活動センターでは以下の事業において、団体の活動拠点を確保した。 └市民活動団体等の運営相談 └ボランティア等の相談 └高齢者施設や障がい者施設と、活動団体及び個人ボランティアのマッチング └団体の活動の場の提供（貸室、カフェ、夏休みのこどもの居場所、市民活動フェスタ等） （社会福祉協議会） 障がい者の夕方の居場所づくりをおこなう「つむぐ会」に高齢者交流室を貸出し、活動場所を確保した。	予定どおり進行中	-	（市民参画・協働推進課） 前年度に引続き、相談業務や場所の提供等を行い、団体の活動拠点を確保する支援を行う。 （社会福祉協議会） 現在の取り組みを継続して実施する。	（市民参画・協働推進課） 相談件数が減少傾向にあるため、窓口の周知方法の検討や、相談をしやすくする工夫が必要である。

基本目標3 適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり

1 就労支援の充実（1）障がいのある人の雇用機会の拡大

前回評価							今回評価					
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成（令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度を取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等（特記事項がある場合）
1	就労に関する企業啓発活動の推進	○阪神南地域での障害者雇用・就業ネットワーク会議において、市内外の就労系の事業所との意見交換やハローワーク西宮との連携を図ります。 ○市役所を含めた市内企業に対して、障がいのある人の雇用の周知・啓発を行います。 ○本市の制度である障害者雇用奨励金の利用促進に努め、障がいのある人の雇用機会の増大及び長期雇用の促進を図るとともに、広報紙等により広く障がいのある人の雇用についての周知・啓発を行います。	障がいの福祉課 地域経済振興課	充実	（障がいの福祉課） ・毎年、障害者雇用・就業ネットワーク会議を開催し、就労における情報共有を図っている。 （地域経済振興課） ・労働相談にて障害年金の受給相談を実施している。 ・障害者雇用奨励金の周知を市ホームページで行っている。	予定どおり進行中		（障がいの福祉課） 毎年、障害者雇用・就業ネットワーク会議における就労に関する情報共有を図った。 （地域経済振興課） ・労働相談にて障害年金の受給相談を実施している。 ・障害者雇用奨励金の周知を市ホームページで行っている。	予定どおり進行中	-	（障がいの福祉課） 引き続き、障害者雇用・就業ネットワーク会議における就労に関する情報共有を図っていく。 （地域経済振興課） 引き続き、労働相談にて障害年金の受給相談を実施し、障害者雇用奨励金の周知を市ホームページで行う。	-
2	重度障害者多数雇用事業所への支援	障がいのある人の雇用の場を確保するため、重度障害者多数雇用事業所を運営する阪神友愛食品株式会社（コープこうべ及び兵庫県、阪神7市1町の共同出資会社）への運営支援を行います。	障がいの福祉課	継続	・阪神友愛食品株式会社の株式を保有し、株主総会へ出席するなど運営を支援し、障がいのある人の雇用の場の確保に努めている。	予定どおり進行中		阪神友愛食品株式会社の株式を保有し、株主総会へ出席するなど運営を支援し、障がいのある人の雇用の場の確保に努めた。	予定どおり進行中	-	引き続き、障がいのある人の雇用の場の確保に努める。	-
3	障害者雇用奨励金支給制度の実施	障がいのある人の雇用機会の増大を図るため、継続して障がいのある人を雇用する事業主に対して、一定期間その資金の一部を助成します。	地域経済振興課	継続	助成件数及び助成額 └令和3年度 3件 180,000円 └令和4年度 3件 180,000円 └令和5年度 2件 120,000円	予定どおり進行中		助成件数及び助成額 └令和6年度 0件 0円 └令和7年度 0件 0円	予定どおり進行中	-	市外事業者への制度周知が課題と考えるため、引き続き、障害者雇用奨励金の周知を市ホームページで行うとともに、ハローワークなどと連携して、継続して周知を続けていく。	-
4	福祉的就労の場の確保	○一般就労の困難な障がいのある人が、福祉的就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、サービス提供事業所との連携を図ります。 ○地域活動支援センター等については、障がいのある人の地域生活を支援する上で重要かつ多様な役割を担っていることから、国・県・市の動向を踏まえながら、運営費の補助を行います。	障がいの福祉課	継続	・一般就労の困難な障がいのある人が、福祉的就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、引き続きサービス提供事業所との連携を図っていく。 ・地域活動支援センター等については、障がいのある人の地域生活を支援する上で重要かつ多様な役割を担っていることから、運営費の補助を行っている。	予定どおり進行中		・一般就労の困難な障がいのある人が、福祉的就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、サービス提供事業所との連携を図った。 ・地域活動支援センター等について、運営費の補助を行った。	予定どおり進行中	-	・一般就労の困難な障がいのある人が、福祉的就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、引き続き、サービス提供事業所との連携を図る。 ・地域活動支援センター等については、障がいのある人の地域生活を支援する上で重要かつ多様な役割を担っていることから、運営費の補助を行う。	-
5	保健福祉センターにおける雇用の場の確保	保健福祉センターにおいて、就労支援カフェ（就労継続支援B型）「カシューカッシュ」の運営支援、館内の清掃作業等において、障がいのある人の雇用の場を提供します。	地域福祉課 （障がいの福祉課）	継続	・就労支援カフェ（就労継続支援B型）「カシューカッシュ」の運営支援は継続実施している。館内清掃は、木口福祉財団との協議のうえ、障がいのある人の就労の場を確保し、清掃技術習得の場となるよう継続的に実施している。	予定どおり進行中		就労支援カフェ（就労継続支援B型）「カシューカッシュ」の運営支援は継続実施している。館内清掃は、木口福祉財団との協議のうえ、障がいのある人の就労の場を確保し、清掃技術習得の場となるよう継続的に実施した。	予定どおり進行中	-	引き続き、保健福祉センターにおける雇用の場を提供できるよう関係団体と調整する。	-
6	インターンシップの実施	芦屋特別支援学校の実習生を受け入れ、就労に繋がるよう職場体験の場を提供します。	障がいの福祉課	継続	・平成21年度より毎年、芦屋特別支援学校の実習生を受け入れ、職場体験を通じて就労に繋げる体験を提供している。	予定どおり進行中		令和6年度・令和7年度においても、芦屋特別支援学校の実習生を受け入れ、職場体験を通じて就労に繋げる体験を提供した。	予定どおり進行中	-	引き続き、芦屋特別支援学校の実習生を受け入れ、就労に繋がるよう職場体験の場を提供する。	-
7	就労支援員の配置	保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置し、関係機関との連携を行い、障がいのある人の就労促進を図ります。	障がいの福祉課	継続	・保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置している。	予定どおり進行中		保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置した。	予定どおり進行中	-	引き続き、保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置し、関係機関との連携を行い、障がいのある人の就労促進を図る。	-
8	授産品販売コーナーの設置	○市内事業所等の授産品について、市役所及び保健福祉センター等において定期的に販売コーナーを設置し、販売経路拡大のための支援を行います。 ○障害者優先調達推進法の施行に伴い、市内事業所の仕事内容を庁内へ周知を図り、優先発注等の増加を促進します。	障がいの福祉課	継続	・コープこうべの店舗内の空きスペースを利用して授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施し、授産品を通して障がいの理解の啓発に努めている。 ・令和5年度より、市内の障がいの福祉サービス事業所利用者等から幅広く作品を集めた「障がいの児・者作品展」にて授産品の販売を行っている。 ・令和5年度保健福祉フェアにて授産品の販売を行った。（令和3～4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、保健福祉フェア自体が中止となった） ・優先発注の対象の障がいの者就業事業所のリストを作成し、契約検査課を通じて庁内に周知することで、発注の増加の促進に努めている。また、特定随意契約の内容（委託等の内容、相手方、発注課等）を市ホームページにて公表している。	予定どおり進行中		・コープこうべの店舗内の空きスペースを利用して授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施し、授産品（ここいろひん）を通して障がいの理解の啓発に努めている。 ・令和5年度より、市内の障がいの福祉サービス事業所利用者等から幅広く作品を集めた「障がいの児・者作品展」にて授産品の販売を行っている。 ・令和6年度保健福祉フェアにて授産品（ここいろひん）の販売を行った。（令和7年度は会場である保健福祉センターの大規模修繕工事により中止となった） ・優先発注の対象の障がいの者就業事業所のリストを作成し、契約検査課を通じて庁内に周知することで、発注の増加の促進に努めている。また、特定随意契約の内容（委託等の内容、相手方、発注課等）を市ホームページにて公表している。	予定どおり進行中	-	引き続き、イベント等を通じて授産品（ここいろひん）の販売機会を提供していく。	-
9	市役所内カフェにおける障がいの者雇用及び授産品等の販売の実施	市役所北館1階のカフェスペースにおいて障がいのある人の雇用及び市内障がいの福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を実施します。	障がいの福祉課 総務課	新規	・令和5年5月に事業者の変更があり、授産品について、常設販売のほかにイベント「ふくしバフェ」にて販売を毎月開催している。また、B型利用者の就労に加え、見学・体験就労も実施している。	予定どおり進行中		・授産品（ここいろひん）について、常設販売のほかにイベント「ふくしバフェ」にて販売を毎月開催している。また、B型利用者の就労に加え、見学・体験就労も実施した。 ・専門家によるダウン症の成人の悩み事をサロン形式で対応する「ダウン症サロン」を毎月1回開催した。 ・令和7年度に運営事業者更新の提案競技を実施し、現事業者が選定され、令和8年度以降も事業を継続する事が決定した。	予定どおり進行中	-	・授産品について、常設販売のほかにイベント「ふくしバフェ」にて販売を毎月開催する。また、B型利用者の就労に加え、見学・体験就労も実施する。 ・専門家によるダウン症の成人の悩み事をサロン形式で対応する「ダウン症サロン」を毎月1回開催する。 ・カップホルダーを再生紙（アップサイクル）し、授産品制作の材料とする。	就労支援や授産品販売だけではなく、市民活動の交流の場としての機能を拡充する。
10	チャレンジ雇用の実施	障がいのある人の短期雇用を実施することにより、本人の就労に係るスキルの向上、庁内における障がいのに対する理解促進を図ります。	障がいの福祉課 人事課	充実	障がいのある人の雇用を促進するために、短期雇用に限定せず、人事課にて障がいの者枠として会計年度任用職員の採用を実施し、庁内で障がいのある人も共に働くことにより、職員の障がいの理解を深めることができる。	課題達成		-	課題達成	-	-	-
11	障がいのある人の採用	障がいのある人を短期雇用にこだわらず、常勤職員・会計年度任用職員として採用します。	人事課	新規	法令上の雇用率を達成できるよう取り組んでいる。 令和3年度 正規職員20人 会計年度任用職員 22人 雇用率 2.60％（法令上の雇用率 2.60％） 令和4年度 正規職員16人 会計年度任用職員 25人 雇用率 2.94％（法令上の雇用率 2.60％） 令和5年度 正規職員15人 会計年度任用職員 27人 雇用率 2.68％（法令上の雇用率 2.60％）	予定どおり進行中		法令上の雇用率を達成できるよう取り組んだ。 令和6年度 正規職員14人 会計年度任用職員 19人 雇用率 2.84％（法令上の雇用率 2.80％） 令和7年度 正規職員13人 会計年度任用職員 20人 雇用率 2.84％（法令上の雇用率 2.80％）	予定どおり進行中	-	引き続き、法令上の雇用率を達成できるよう取り組む。	-

基本目標3 適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり

1 就労支援の充実（2）就労への支援

前回評価							今回評価				
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成 理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成 （令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等 （特記事項がある場合）
1	公共職業安定所等との連携	障がいのある人の就労先の確保から就労後も安定して働き続けられるよう、就労支援の充実を図るため、西宮公共職業安定所等との連携を強化します。	障がい福祉課	継続	・西宮公共職業安定所に自立支援協議会の委員として就労支援の観点から意見をいただいている。 ・毎年、障害者雇用・就業ネットワーク会議において、就労における情報共有を図っている。	予定どおり進行中	・令和6年度・令和7年度においても、自立支援協議会に、西宮公共職業安定所から委員としてのご参加をいただいた。 ・障害者雇用・就業ネットワーク会議における就労に関する情報共有を図った。	予定どおり進行中	-	・引き続き、自立支援協議会に西宮公共職業安定所から委員としてご参加をいただけるよう調整し、就労支援の観点から意見をいただけるよう取り組む。 ・引き続き、障害者雇用・就業ネットワーク会議における就労に関する情報共有を図る。	-
2	知的障害者能力開発センターの紹介	障がいのある人の就労に向けた訓練の場を確保するため、知的障害者能力開発センターの紹介を行っていきます。	障がい福祉課	継続	・窓口に募集案内を設置し周知に努め、相談に応じて適宜紹介をしている。	予定どおり進行中	引き続き、窓口に募集案内を設置し周知に努め、相談に応じて適宜紹介を行った。	予定どおり進行中	-	引き続き、窓口に募集案内を設置し周知に努め、相談に応じて適宜紹介を行う。	-
3	身体障害者高等技術専門学校及び職業能力開発校等の紹介	技能・技術者として、社会活動への参加を促進し、障がいのある人の職業の安定化を図るため、職業人として自立を目指す障がいのある人に対し、能力と適正に応じた職業訓練を受けることができるよう、職業訓練校等の紹介を行います。	障がい福祉課	継続	・窓口以案内冊子を設置し、相談に応じて適宜紹介をしている。	予定どおり進行中	引き続き、窓口以案内冊子を設置し、相談に応じて適宜紹介を行った。	予定どおり進行中	-	引き続き、窓口以案内冊子を設置し、相談に応じて適宜紹介を行う。	-

基本目標3 適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり

2 多様な社会参加の場・生きがいの場の充実

前回評価							今回評価				
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成 理由（「予定より遅れている」「着手 できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成 （令和7年度末時点） 目標達成状況が「予定より遅れている」 「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等 （特記事項がある場合）	
1	障がいの有無に関わらず 交流できるイベントの開催 （再掲）	新型コロナウイルス感染症を機に、これまで実施して きた「ふれあい市民運動会」等の事業を見直し、芦屋 市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイド ラインに則った事業を検討・実施します。	障がいの福祉課	新規	・芦屋大学のボランティアサークル及びリードあしやと協働 し、障がいの有無や世代に関わらず交流を図ることができ るような新たなイベントの開催を検討した。その結果、令和6年に 「春の健康ぽかぽか運動会」を開催することが決定した。 ・障がいのいる人もない人も参加できるイベントを実施する市 民団体などに対し、協力・支援している。 ・コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売 する「つながるマルシェ」を実施し、授産品を通して障がいの理 解の啓発に努めている。	予定どおり進行中	・令和6年5月に、「春の健康ぽかぽか運動会」を開催した。 ・障がいのいる人もない人も参加できるイベントを実施する市民団 体などに対し、協力・支援を行った。 ・コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する 「つながるマルシェ」も引き続き実施し、授産品を通して障がいの理 解の啓発に努めた。	予定どおり進行中	-	障がいの有無に関わらず交流できるイベントについ て、検討や市民団体への支援等を行う。	-
2	障がいの有無に関わらず 交流できる居場所の周知 （再掲）	市内外で障がいのいる人もない人も集うような居場所 を見出し、障がいのいる人等に周知します。	障がいの福祉課	新規	・令和4年度に、当事者からの問題提起を受け、自立支援協議会 専門部会にて障がいのいる人の居場所「つむぐ広場」を立ち上 げた。 ・令和5年度に芦屋市みんなにやさしいお店登録事業（合理的配 慮の提供を行う市内店舗等を登録しSNS等で周知することによ って、障がいのいる人の社会参加を支援する事業）を開始し、登 録店舗を当該事業のInstagramにて紹介している。 ・令和5年度のあしやねっとよのサイトリニューアルに伴い、障 がいのいる人の居場所の記事を掲載し、周知を行う予定。	予定どおり進行中	・あしやねっとよにて「障がいの児・者作品展」等の障がいの理解につ ながるイベント等の周知を行ったとともに、障がいのいる人の居場 所の紹介やコラムの掲載を行った。 ・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業の登録店舗をInstagramに て紹介した。	予定どおり進行中	-	引き続き、「あしやねっとよ」を活用した周知や、芦 屋市みんなにやさしいお店登録事業の登録店舗の紹介 を行う。	-
3	各種スポーツ大会等の周 知及び参加支援の推進	障がいのいる人のスポーツ活動及び競技スポーツの振 興を図るため、兵庫県が実施する各種スポーツ大会や 全国スポーツ大会、串いすマラソン大会等の周知と参 加支援を推進します。	障がいの福祉課	継続	・各種スポーツ大会等の開催案内を受け、窓口へのチラシの設 置やポスターの掲示を行い、大会の周知を図っている。	予定どおり進行中	各種スポーツ大会等の開催案内を受けた場合、窓口へのチラシの設 置やポスターの掲示を行い、大会の周知を図るように取り組んだ。	予定どおり進行中	-	引き続き、各種スポーツ大会等の開催案内を受けた場 合に窓口へのチラシの設置やポスターの掲示を行い、 大会の周知を図るように取り組む。	-
4	障がいの児・者の芸術作品 等の発表機会の創出	障がいのいる人の文化・芸術活動を促進するため、保 健福祉センター等で開催する障がいの児・者作品展につ いて、市民への広報や運営などの支援を行います。 障がいの児・者作品展に限らず、障がいの児・者による芸 術作品等の発表機会を創出していきます。	社会福祉協議会 障がいの福祉課	充実	・市内の障がいの福祉サービス事業所利用者等から幅広く作品を 集めた「障がいの児・者作品展」を開催している。会期終了後 は、市役所本庁舎内や市内店舗等にて展示を行い、普段障がいの いる人と接点がない人にも、障がいのいる人の活動について 知ってもらうきっかけを提供している。また、開催期間中に、 市内の授産事業所の授産品販売会も同時開催した。	予定どおり進行中	市内在住、在学、在勤の障がいの児者から幅広く作品を集めた「障が いの児・者作品展」を障がいの者週間に合わせて開催した。会期終了後 は、市役所本庁舎内やリードあしや等にて展示を行い、普段障がいの いる人と接点がない人にも、障がいのいる人の活動について知 てもらえるきっかけを提供した。また、開催期間中に、市内の授産事 業所の授産品販売会も同時開催した。	予定どおり進行中	-	引き続き、「障がいの児・者作品展」を開催する予定。	-
5	障がいのいる人の生涯学 習活動の振興	○障がいのいる人の自主的な学習活動を推進するた め、障がいのいる人の学習の場である「阪神南青い鳥 学級」「阪神南くすの木学級」の開設及び周知を行 います。 ○障がいのいるなしにかかわらず、誰でも参加でき るしょうがい者とのスポーツ交流ひろばの実施等スポ ーツ教室の開催支援を行います。 ○障がいのいる人が、様々な行事に参加し、社会参 加の促進を図るため、市主催の行事・イベントや講演 会など、各種文化活動等へ、手話や要約筆記奉仕員 等の派遣を行います。	公民館 社会福祉協議会 スポーツ推進課 障がいの福祉課	継続	（公民館） ・阪神南青い鳥学級南支部 └令和3年度 芦屋教室を実施 本市から6人参加 └令和4年度 尼崎教室を実施 本市から4人参加 └令和5年度 西宮教室を実施 本市から5人参加 ・阪神くすの木学級 └令和3年度 伊丹教室を実施 本市から参加者なし └令和4年度 芦屋教室を実施 本市から4人参加 └令和5年度 川西教室を実施 本市から参加者なし （社会福祉協議会） ・公民館主催の「阪神南青い鳥学級」「阪神南くすの木学級」 の開催に協力し、ボランティアの調整等を行っている。 ・しょうがい者とのスポーツ交流ひろばを月に1回実施してい る。 ・身体障がいの者福祉協会視覚部会が開催するスマホ教室の運 営に協力している。 （障がいの福祉課） ・阪神南青い鳥学級の広報活動を行っている。 ・手話通訳、要約筆記について、市の派遣事業の対象外の依頼 については、社会福祉協議会のボランティア派遣を紹介した。 （スポーツ推進課） ・偶数月の第3火曜日にしょうがい者とのスポーツ交流ひろばを 開催している。	予定どおり進行中	（公民館） ・阪神南青い鳥学級南支部 └令和6年度 芦屋教室を実施 本市から 8人参加 └令和7年度 尼崎教室を実施 本市から 4人参加 ・阪神くすの木学級 └令和6年度 尼崎教室を実施 本市から 1人参加 └令和7年度 宝塚教室を実施 本市から 参加者なし （社会福祉協議会） ・しょうがい者とのスポーツ交流ひろばを月に1回実施した。 ・身体障がいの者福祉協会視覚部会が開催するスマホ教室の運 営に協力した。 （スポーツ推進課） しょうがい者とのスポーツ交流ひろばを開催した。	予定どおり進行中	-	（公民館） 対象者への周知方法について検討が必要。 （スポーツ推進課） ・「しょうがい者とのスポーツ交流ひろば」の参加人数 の低迷が課題（広報の方法等の工夫が必要）。 「しょうがい者とのスポーツ交流ひろば」という名称 の変更（（例）インクルーシブスポーツひろば）も検 討が必要。 ※インクルーシブスポーツとは、障がいの有無や年 齢、性別、文化的背景などに関わらず、誰もが平等に 参加できるスポーツのこと。	
6	社会教育施設等の整備・ 改善	障がいのいるなしにかかわらず誰でも安全に施設を利 用できるよう、バリアフリー化の進んでいない施設に ついて、計画的にバリアフリー化を進めます。	国際文化推進課	継続	・主な社会教育施設について、串いすトイレやスロープの整 備を行うなど、計画的にバリアフリー化を進めている。	予定どおり進行中	主な社会教育施設について、串いすトイレやスロープの整備を行 うなど、計画的にバリアフリー化を進めた。	予定どおり進行中	-	バリアフリー化を実施した施設を継続的に維持管理 し、利便性向上に努める。	-
7	障がいのいる人のスポー ツへの参加	芦屋市スポーツ推進実施計画（後期）に基づき、障が いのいる人がスポーツに参加しやすい環境づくりに取 り組みます。	スポーツ推進課	継続	・障がいのいる人がスポーツに参加しやすい環境づくりにつ いて、スポーツ推進審議会で検討を行っている。	予定どおり進行中	障がいのいる人がスポーツに参加しやすい環境づくりについて、ス ポーツ推進審議会を検討を行った。	予定どおり進行中	-	引き続き、第2期芦屋市スポーツ推進実施計画に基づ き、障がいのいる人がスポーツに参加しやすい環境づ くりに取り組む。 ※スポーツを通じた共生社会の実現	

基本目標4 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

1 権利擁護の推進

前回評価							今回評価				
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成 理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成 （令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等 （特記事項がある場合）
1	権利擁護支援の充実	権利擁護支援センターを中心とした、関係機関との連携による、権利擁護支援の充実や成年後見制度の利用及び成年後見制度を利用する人の支援のための地域連携のネットワークづくりに取り組みます。	地域福祉課（権利擁護支援センター） （障がい福祉課）	充実	・後見活動を行う専門職と支援者の座談会を開催するなど、連携促進にかかる取組を実施している。	予定どおり進行中	後見活動を行う専門職と支援者の座談会等を開催し、連携促進にかかる取組を実施した。	予定どおり進行中	-	引き続き、後見人その他の支援者との意見交換会を実施し、今後の後見制度の改正もテーマとしながら、連携を図る。また、初任者向けの権利擁護研修を実施し、成年後見制度への理解促進と、利用が必要な人への適切な支援につなげる。	-
2	相談支援事業の実施（再掲）	地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会	充実	（障がい福祉課・社会福祉協議会） ・相談支援事業所3事業所を福祉センター内に集約することによって、あらゆる障がいについての相談（障がい福祉サービスの利用や医療機関情報、成年後見制度など）を関係機関と連携しながら行っている。また、同フロアに権利擁護支援センター等を設置しており、必要に応じて共同で市民対応を行っている。 ・コロナ禍を経て、相談者が希望した場合、初回面談を200Mで行えるよう体制を整えている。 ・関係機関との連携強化の1つとして、令和4年度に保健センター（現 こども家庭・保健センター）保健師と相談支援員との交流の場を持ち、お互いの業務理解促進及び顔の見える関係づくりができるよう努めた。	予定どおり進行中	（障がい福祉課・社会福祉協議会） 相談支援事業所3事業所を福祉センター内に集約しており、あらゆる障がいについての相談への対応を関係機関と連携しながら実施している。また、同フロアに権利擁護支援センター等を設置しており、必要に応じて共同で対応を行っている。 （社会福祉協議会） 障がい全般に関して最初に相談できる窓口として、当事者、家族、関係機関へ周知を図るため、パンフレットの作成や事業所説明会「まると説明会」での出張相談ブースの設置などを行った。	予定どおり進行中	-	（障がい福祉課・社会福祉協議会） 引き続き、関係機関とも連携しながら、相談への対応を実施していく。 （社会福祉協議会） 引き続き、当事者、家族、関係機関への周知や相談員のスキルアップ、地域課題の抽出を行っていく。	-
3	障がい者虐待防止センター機能の充実	障がい者虐待防止センターにおいて、虐待防止の啓発や虐待への対応支援を行います。	障がい福祉課	継続	・毎年、障がい者基幹相談支援センターが市内相談員向けに虐待防止研修を実施している。 ・令和5年度は、民生委員向けに虐待防止の啓発研修を実施した。 ・通報や事案を受理・認知したら障がい者基幹相談支援センター・権利擁護支援センター・関係機関等と速やかに情報共有し、虐待対応フローに基づき対応している。 ・令和5年度は、対応者に関わらず統一した対応を行うことができるようにすることを目的とし、障がい者虐待対応マニュアルの帳票集を作成し、帳票作成の統一化を図った。	予定どおり進行中	・令和6年度・令和7年度も、障がい者基幹相談支援センターが、市内相談員向けの虐待防止研修を実施した。 ・通報や事案を受理・認知した際には、障がい者基幹相談支援センター、権利擁護支援センター、関係機関等と速やかに情報共有し、虐待対応フローに基づき対応した。	予定どおり進行中	-	引き続き、虐待防止研修を行う。通報受理時には速やかに対応する。	-
4	成年後見制度利用支援事業の実施	障がいのある人の権利擁護支援の方法の1つである成年後見制度を利用促進するため、引き続き実施していくとともに、成年後見制度の普及啓発を行います。	障がい福祉課 地域福祉課（権利擁護支援センター）	継続	（障がい福祉課） 成年後見市長申立て件数 └令和3年度 0件 └令和4年度 3件 └令和5年度 0件 成年後見申立て費用助成件数 └令和3年度 0件 └令和4年度 3件、助成額26,000円 └令和5年度 0件 成年後見人等に対する報酬の助成件数 └令和3年度 申請7件、助成7件、助成額1,820,000円 └令和4年度 申請8件、助成8件、助成額2,198,000円 └令和5年度 申請8件、助成5件、助成額1,333,078円 （地域福祉課（権利擁護支援センター）） ・当該事業の報酬助成において、令和5年度より預貯金に関する基準を新たに設け、事業の継続実施に取り組んでいる。 ・必要な時に制度の利用につながるよう、「孤独孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」を作成するとともに、権利擁護フォーラムなどを実施し普及啓発に取り組んでいる。	予定どおり進行中	（障がい福祉課） 成年後見市長申立て件数 └令和6年度 2件 └令和7年度 1件 成年後見申立て費用助成件数 └令和6年度 2件、助成額23,000円 └令和7年度 1件、助成額10,650円 成年後見人等に対する報酬の助成件数 └令和6年度 申請8件、助成7件、助成額1,993,856円 └令和7年度 申請11件、助成3件、助成額2,010,500円 （地域福祉課（権利擁護支援センター）） ・成年後見制度の利用促進に向け、成年後見制度医療支援事業を継続実施している。 ・隔年実施している権利擁護支援者養成研修において、成年後見制度の普及啓発と支援者の養成に取り組んだ（令和7年度15名修了）。また同研修の公開講座においても、法改正による今後の成年後見の動向と課題や、専門職や親族等による後見の機能と役割をテーマに実施し、制度の理解促進を行った。	予定どおり進行中	-	（障がい福祉課） 引き続き取り組みを実施する。 （地域福祉課（権利擁護支援センター）） 障がいのある人にも成年後見制度を理解してもらい、本人の意思に沿った利用につなげられるよう、わかりやすい制度説明用パンフレットに改訂する。	-
5	福祉サービス利用援助事業の実施	障がいのある人などが地域で安心して生活できるよう、福祉サービス利用や生活に必要な金銭管理を支援します。	社会福祉協議会	継続	・福祉サービス利用援助事業を必要とする障がいのある人に契約してサービスを提供している。また、必要に応じて成年後見制度利用などをすすめている。	予定どおり進行中	福祉サービス利用援助事業を必要とする障がいのある人と契約してサービスを提供した。また、必要に応じて成年後見制度利用などをすすめた。	予定どおり進行中	-	現在の取り組みを継続して実施する。	-
6	障がい者差別解消支援地域協議会の開催	障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催します。	障がい福祉課	継続	・年2回、様々な団体や立場の方を委員に委嘱し、障がい者差別解消支援地域協議会を実施している。 ・令和4年度までにかけて、障がいのある人の社会参加を促進するような新事業の検討を行い、検討の結果、令和5年度より「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」を開始している。 ・令和6年度以降は、障がいのある人の差別解消に関する事例等を持ち寄り情報交換を行うことで、障がいのある人の差別解消をさらに促進していく予定。	予定どおり進行中	障がい者差別解消支援地域協議会を各年度で開催した。会議では、障がいを理由とする差別に関する相談対応や合理的配慮の提供事例についての意見交換、市内の障がい者差別解消に関する取組み状況の共有等を行った。	予定どおり進行中	-	引き続き、障がい者差別解消支援地域協議会での情報共有や意見交換を行っていく。	-
7	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。	障がい福祉課	新規	・令和3年1月より、民間事業者に対して「合理的配慮提供支援助成事業（障がいのある人に必要な合理的配慮を提供した際に、その費用の一部を助成する事業）」を実施している。 ・令和5年度より、新たな居場所を見出すため、合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」を開始した。 ・令和5年度に、保健福祉センターのエントランスにて、障がい理解や合理的配慮に関するパネル展を開催した。 ・市民の合理的配慮の提供に関する理解を深めるため、令和5年度に芦屋市広報番組あしやトライあんぐるにて、芦屋市みんなにやさしいお店登録事業等の特集を放送した。 ・差別解消法の改正により民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを受け、芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例も併せて改正したため、条例周知用のパンフレットの内容を見直した。	予定どおり進行中	・「合理的配慮提供支援助成事業（障がいのある人に必要な合理的配慮を提供した際に、その費用の一部を助成する事業）」では、令和6年度は2件（助成額400,000円）、令和7年度は1件（助成額200,000円）の助成を行った。 ・「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」については、ホームページ等での周知を行うとともに、随時登録の受付を行った。 ・保健福祉センターのエントランスでのパネル展示については、令和6年度、令和7年度も引き続き実施した。 ・芦屋市広報紙「広報あしや」12月号において、「合理的配慮提供支援助成事業」や「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」の周知を行った。	予定どおり進行中	-	引き続き、合理的配慮の啓発や提供支援に関する取組を実施する。	-
8	障がいのある人の人権に関する啓発	障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるため、講演会を実施します。	人権・男女共生課	新規	・障がいや障がいのある人の人権に関する市民向け講演会やユニバーサル事業（バスボツ体験・発達知的障害疑似体験）、職員向け研修を実施した。	予定どおり進行中	・職員向け研修を実施した。 ・啓発映画会にて、障がいのある人の人権をテーマにした作品を上映した。 ・啓発映画会にて、芦屋市が作成した啓発チラシを配布した。	予定どおり進行中	-	・職員向け研修を実施する。 ・啓発映画会にて、芦屋市が作成した啓発チラシを配布する。	-
9	障害者差別解消法及び関連条例に伴う社会教育関係団体等への理解と周知	障害者差別解消法及び関連条例の理解と周知及び法等に基づく、障がい者差別解消に向けての人権学習推進への働きかけを各団体に対し行います。	社会教育推進課	継続	・芦屋市人権教育推進協議会と連携した、障がいや人権問題に関する研修会等を実施し、参加への働きかけを行った。	予定どおり進行中	芦屋市人権教育推進協議会と連携した、障がいや人権問題に関する研修会等を実施し、参加への働きかけを行った。	予定どおり進行中	-	引き続き、芦屋市人権教育推進協議会と連携した、障がいや人権問題に関する研修会等を実施し、参加への働きかけを行う。	-

基本目標4 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

2 生活環境の整備（1）福祉のまちづくり

前回評価								今回評価				
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成（令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等（特記事項がある場合）
1	駅・道路・建物など一体的なバリアフリー化の推進	障がいのある人の行動範囲の拡大や社会参加を促進するため、バリアフリー法に基づく基本構想により、重点整備地区におけるバリアフリー化事業を推進します。	都市政策課	継続	・芦屋市バリアフリー基本構想（JR芦屋駅周辺地区）に関して、基本構想に位置付けた特定事業の進捗確認を行った。	予定どおり進行中		芦屋市バリアフリー基本構想（JR芦屋駅周辺地区）に関して、基本構想に位置付けた特定事業の進捗確認を行った。	予定どおり進行中	-	継続して基本構想の推進を図る。	-
2	福祉のまちづくりの推進	○市内の公共施設等のバリアフリー情報を提供し、社会参加の促進を図ります。 ○ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、福祉のまちづくりを推進します。 ○兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマークの普及について、定期的に周知・啓発を行い、県とも連携しながら推進します。	地域福祉課	継続	・公共施設等のバリアフリー情報を芦屋市ホームページに掲載し、加えて子育て応援アプリでの情報発信を行うことで周知を図っている。 ・兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマーク・カードについて、広報あしやなどを通じて周知・啓発に努めている。	予定どおり進行中		・公共施設等のバリアフリー情報を芦屋市ホームページに掲載し、加えて子育て応援アプリでの情報発信を行うことで周知を図っている。 ・兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマーク・カードについて、広報あしやなどを通じて周知・啓発に努めている。	予定どおり進行中	-	引き続き周知・啓発に努める。	-
3	道路・公園等のバリアフリー化の推進	道路、公園等のバリアフリー化については、必要性や緊急性などを考慮し、計画的な整備を図ります。	基盤整備課	継続	・令和3年度から令和5年度の進捗として、市内の81箇所で歩道切下げ部のバリアフリー化工事を実施することで、歩道通行の安全性が向上した。また、市内の4箇所の公園で特定公園施設までのバリアフリー化工事を実施することで、特定公園施設までの園路の安全性が向上した。	予定どおり進行中		令和6年度から令和7年度の進捗として、市内の19箇所で歩道切下げ部のバリアフリー化工事を実施することで、歩道通行の安全性が向上した。また、市内の1箇所の公園で特定公園施設までのバリアフリー化工事を実施することで、特定公園施設までの園路の安全性が向上した。	予定どおり進行中	-	引き続き、必要性や緊急性などを考慮し、道路、公園等のバリアフリー化を進める。	-
4	ノンステップバス等導入の補助	公共バスを利用する障がいのある人や高齢者等の利便性を向上させるため、事業者に対し、ノンステップバス等の導入への補助を行います。	地域福祉課	継続	・公共バス事業者と連絡・調整を図りながら、事業者が購入によってノンステップバスを導入する際は、補助を行えるよう体制を整えている。	予定どおり進行中		公共バス事業者と連絡・調整を図りながら、事業者が購入によってノンステップバスを導入する際は、補助を行えるよう体制を整えている。	予定どおり進行中	-	引き続き体制整備に努める。	-

基本目標4 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

2 生活環境の整備（2）障がいに応じた住まいの確保支援

前回評価							今回評価						
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）		目標の達成（令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等（特記事項がある場合）
1	住宅改造費の助成	個々の障がいに応じた住宅改造が行えるよう、既存住宅の改造費の助成を行います。	障がい福祉課	継続	・助成件数及び金額 し令和3年度 2件 616,000円 し令和4年度 1件 114,000円 し令和5年度 4件 1,198,000円	予定どおり進行中		・助成件数及び金額 し令和6年度 3件 992,000円 し令和7年度 2件 249,000円	予定どおり進行中	-	引き続き、条件を満たす申請に対して助成を行うとともに、窓口における制度の周知に取り組む。	-	
2	障がい者住宅整備資金の貸付	住み慣れた住宅で、個々の障がいに応じた住宅環境を整備することができるよう、既存住宅を改造するために必要な資金の貸付を行います。	障がい福祉課	継続	要綱制定時（平成6年度）から貸付け実績がなく、今後も利用が見込まれないため、事業廃止済み。	課題達成		-	課題達成	-	-	-	
3	障がい者向け住宅等の整備	○市営住宅については、空家補修時を活用するなど計画的にバリアフリー化を行うとともに、居住者本人の「模様替え申請」による改修も許可し、改修の促進を図ります。 ○市営住宅居住者について、身体状況等により住宅の住み替えが必要となった場合は、市営住宅内での転居を促進します。	建築住宅課	継続	・共用部スロープの設置1件、居住者の「模様替え申請」による住戸改修を30件を許可し、身体状況等による住宅の住み替えを12件実施した。	予定どおり進行中		居住者の「模様替え申請」による住戸改修25件を許可し、身体状況等による住宅の住み替えを2件実施した。	予定どおり進行中	-	状況に応じて「模様替え申請」による改修・住み替えを実施する。	-	
4	兵庫県居住支援協議会への参画	県・市・住宅関係団体・福祉関係団体等で構成する「ひょうごすまいづくり協議会」に参画し、障がいのある人などが民間賃貸住宅に円滑に入居できるための方策等を協議します。	建築住宅課	継続	・居住支援の取り組みとして、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の制度の周知に努めている。	予定どおり進行中		居住支援の取り組みとして、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の制度の周知に努めた。	予定どおり進行中	-	引き続き、セーフティネット住宅の周知に努める。	-	

基本目標4 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

3 防災・防犯対策と災害時支援・感染症予防対策にかかる体制の整備

前回評価							今回評価					
番号	取組	内容	所管課	方向性	進捗状況（令和3年度～令和5年度）	目標の達成	理由（「予定より遅れている」「着手できていない」を選択した場合のみ）	進捗状況（令和6年度～令和7年度）	目標の達成（令和7年度末時点）	目標達成状況が「予定より遅れている」「着手できていない」場合、その理由	令和8年度の取組の計画・方向性	目標の見直しの必要性や課題認識等（特記事項がある場合）
1	防災体制の強化	芦屋市における防災体制の充実を図るため、「芦屋市地域防災計画」について、国や兵庫県の防災計画や防災対策の見直しとの整合を図りつつ、地震・津波等、災害全般に係る対策について毎年度見直しを行います。	防災安全課	継続	・「芦屋市地域防災計画」について、国や兵庫県の防災計画や防災対策の見直しとの整合を図りつつ、見直しを行っている。	予定どおり進行中		「芦屋市地域防災計画」について、国や兵庫県の防災計画や防災対策の見直しとの整合を図りつつ、見直しを行っている。	予定どおり進行中	-	芦屋市における防災体制の充実を図るため、「芦屋市地域防災計画」について、国や兵庫県の防災計画や防災対策の見直しとの整合を図りつつ、地震・津波等、災害全般に係る対策について見直しを行う。	-
2	自主防災組織の確立	災害時に地域における支援活動を担う自主防災会の普及率の向上を図るとともに、活動内容の充実を図ります。	防災安全課	継続	・自主防災会組織化のため、未結成の自治会へ出向き、講習会や訓練を行った。また、自主防災会育成事業補助金の交付や県補助金の活用周知を行い、自主防災会等の活動支援を行った。	予定どおり進行中		防災総合訓練において、拠点避難所である市内全8カ所の小学校で自主防災組織やコミスタなど地域の防災組織が主体となって訓練を実施した。また、自主防災会育成事業補助金の交付や県補助金の活用周知を行い、自主防災会等の活動支援を行った。	予定どおり進行中	-	災害時に地域における支援活動を担う自主防災会の普及率の向上を図るとともに、防災総合訓練を含めた活動内容の充実を進め、平時から主体的に取り組む体制づくりを促し、発災時に円滑に活動できるよう自主防災会の成長を支援する。	-
3	地域における防犯体制の推進	まちづくり防犯グループの活動を充実させるとともに、関係機関と連携し、情報共有と防犯体制の強化を図ります。	道路・公園課	継続	・まちづくり防犯グループ育成事業補助金の交付により、各防犯グループの自主防犯活動を支援した。また、まちづくり防犯グループ相互の情報交換等を行うための全体会を令和3・4年度は新型コロナウイルス感染症の流行により開催を見合わせていたが、新型コロナウイルス感染症の収束もあり令和5年度に開催した。 ・関係行政機関並びに防犯関係団体等との連携及び情報交換を行うための生活安全推進連絡会について、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行により開催を見合わせていたが、令和4・5年度は全体会及び犯罪被害に巻き込まれやすい高齢者や子どもに焦点を当てて取り組む分科会を開催した。	予定どおり進行中		・まちづくり防犯グループ育成事業補助金の交付により、各防犯グループの自主防犯活動を支援した。また、まちづくり防犯グループ相互の情報交換等を行うための全体会を開催した。 ・関係行政機関並びに防犯関係団体等との連携及び情報交換を行うための生活安全推進連絡会の全体会及び犯罪被害に巻き込まれやすい高齢者や子どもに焦点を当てて取り組む分科会を開催した。	予定どおり進行中	-	・引き続き、まちづくり防犯グループ育成事業補助金の交付により、各防犯グループの自主防犯活動を支援する。また、まちづくり防犯グループ相互の情報交換等を行うための全体会を開催する。 ・引き続き、関係行政機関並びに防犯関係団体等との連携及び情報交換を行うための生活安全推進連絡会の全体会等を開催する。	-
4	防災・防犯知識等の普及啓発	広報紙や講演会、市のホームページ等を活用し、防災・防犯等に関する知識の普及啓発に努めます。	道路・公園課 防災安全課	継続	（道路・公園課） ・防犯に関する出前講座やイベント会場での啓発活動を実施した。 （防災安全課） ・市のホームページやSNSを通して防災・減災のための日頃の備え等を発信し、知識の普及啓発に努めている。	予定どおり進行中		（道路・公園課） 市のホームページなどの広報媒体や、防犯に関する出前講座やイベント会場での啓発活動を通して、知識の普及啓発に努めた。 （防災安全課） 市のホームページやSNSを通して防災・減災のための日頃の備え等を発信し、知識の普及啓発に努めた。	予定どおり進行中	-	（道路・公園課） 引き続き、市のホームページなどの広報媒体や、防犯に関する出前講座やイベント会場での啓発活動を通して、知識の普及啓発に努めていく。 （防災安全課） 広報紙や講演会、市のホームページ等を活用し、防災に関する知識の普及啓発に努める。	-
5	緊急・災害時要援護者避難支援体制の確立	〇災害時や緊急時に特別な配慮を必要とする要支援者（緊急・災害時要援護者）の名簿については、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に行えるよう、名簿の更新及び新規登録の促進を図ります。 〇民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉推進委員、自治会、自主防災会など関係機関等と連携し、緊急・災害時要援護者の平時からの地域における支援体制を構築します。 〇個別避難支援計画の策定を推進し、要配慮者への情報伝達や避難支援を進めます。	障がい福祉課 防災安全課 地域福祉課 社会福祉協議会	継続	（障がい福祉課） ・緊急・災害時要援護者台帳の登録対象者（65歳未満）には、手帳の新規交付時に、手帳と併せて申請書を渡している。 ・民生委員に緊急・災害時要援護者台帳を提供し、本人等への登録内容の確認を依頼している。登録内容の確認等により、登録者の見守りを実施している。 ・年に一度、当該台帳の更新を行っている。 ・緊急・災害時要援護者台帳の登録者に対し、平時からの関わりや情報提供により、地域の人や支援者が協力して支援ができるように、令和4年度に、緊急・災害時要援護者台帳の運用（登録区分の変更等）及び様式の見直しを行い、登録者の情報を平時でも提供できるようにした。 （防災安全課） ・緊急・災害時要援護者台帳を町別に整理した要配慮者名簿について、更新した情報を自治会や民生・児童委員等に提供し、平時の見守りに活用していただき、発災時には安否確認等をしていただくようご理解いただいた。 （地域福祉課） ・要配慮者への支援を一層進めるため、各関係団体との連携を深めるとともに、福祉専門職も関与する個別避難計画作成の取組に着手した。 （社会福祉協議会） ・以前に地域の民生児童委員、自治会等と協働で個別避難計画を策定された方では、今年度も一緒に地域の防災訓練に参加し、地域とのつながりをつくりを行った。 ・また、支援計画においても災害時に備えた項目も付け加えた支援計画で作成している。	予定どおり進行中	（障がい福祉課） ・緊急・災害時要援護者台帳の登録対象者（65歳未満）には、手帳の新規交付時に、手帳と併せて申請書を渡している。 ・民生委員に緊急・災害時要援護者台帳を提供し、本人等への登録内容の確認を依頼している。登録内容の確認等により、登録者の見守りを実施している。 ・年に一度、緊急・災害時要援護者台帳の更新を行っている。 ・緊急・災害時要援護者台帳の登録者に対し、地域の人や支援者が協力して支援ができるよう、引き続き取組を進めた。 （防災安全課） 緊急・災害時要援護者台帳を町別に整理した要配慮者名簿について、更新した情報を自治会や自主防災会、民生・児童委員等に提供し、平時の見守りや発災時の安否確認等への理解をいただいた。 （地域福祉課） 要配慮者への支援を一層進めるため、各関係団体との連携を深めるとともに、福祉専門職も関与する個別避難計画作成の取組に着手した。 （社会福祉協議会） ・市内障がい相談員を対象とした個別避難計画の策定研修会を実施した。 ・打出小笠町自治会・自主防災会より、災害時の避難所運営において障がい当事者にどのような配慮や対応をすれば良いかを学びたいと依頼があり、知的・発達障がい疑似体験研修会を実施した。	予定どおり進行中	-	（障がい福祉課） ・引き続き、関係する取組を実施する。 （防災安全課） ・災害時や緊急時に特別な配慮を要する要支援者について、安否確認や避難誘導を円滑に行うため、名簿の更新および新規登録の促進を図る。 （民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉推進委員、自治会、自主防災会等の関係機関と連携し、平時から地域における支援体制の構築を進める。 ・個別避難支援計画の策定を推進し、要配慮者への情報伝達および避難支援の充実を図る。 （地域福祉課） ・要配慮者への支援を一層進めるため、各関係団体との連携を深めるとともに、福祉専門職も関与する個別避難計画作成の取組を進めつつ、地域住民等へ向けた研修を行う。	（地域福祉課） ・専門職も関与する個別避難計画取組推進に関しては持続可能な手法を検討する必要がある。 ・要配慮者支援の取組について、地域住民の機運を醸成する必要がある。	
6	災害時避難場所の整備	災害時に避難所に指定されている公共施設等において、障がい特性に応じた支援ができるよう整備を行うとともに、感染症予防対策を実施し、適切な運営に取り組みます。	防災安全課	継続	・避難所における感染症対応が可能となるよう、自主避難所及び学校園に施設のソーニングを実施いただき、併せて感染症対策物品を配備した。 ・実際の避難所運営に携わる職員に対し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営研修を実施した。	予定どおり進行中		・避難所における感染症対応が可能となるよう、拠点避難所に施設のソーニングを実施いただき、併せて感染症対策物品を配備した。 ・防災総合訓練では、実際に避難所運営を担う職員も訓練に参加し、拠点避難所の施設や動線、感染症対策について確認した。	予定どおり進行中	-	災害時に避難所として指定されている公共施設等において、障がいのある方が安心して利用できるよう、必要な環境整備や配慮の充実を図る。感染症予防対策を適切に講じ、円滑かつ安全な避難所運営に取り組む。	-
7	福祉避難所の確保	福祉避難所の指定を増やすとともに、民間の福祉施設へも働きかけを行い、福祉避難所の確保に努め、設置運営の訓練を行います。	防災安全課	充実	・民間及び公共の福祉施設の指定を行った。また、福祉避難所において、避難所の開設訓練を実施した。	予定どおり進行中		福祉避難所において、避難所の開設訓練を実施した。	予定どおり進行中	-	福祉避難所の指定拡大を進めるとともに、民間福祉施設への働きかけを行い、受入体制の確保に努める。	-
8	感染症予防等に係る取組	〇感染症予防対策について、障がい者基幹相談支援センター、障がい福祉サービス事業所等の関係団体と連携して取り組みます。 〇障がい福祉サービス事業所等に対し、平時からマスク・消毒液等の衛生用品の備蓄の確保を周知するとともに、集団感染（クラスター）の発生時においても障がい福祉サービス等を継続できるように、平時から事業所等との連携を図っていきます。 〇障がい福祉サービス事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務が遂行できるよう、兵庫県と連携し感染症に関する情報の周知を行います。	障がい福祉課 こども政策課	新規	（障がい福祉課・こども政策課） ・事業所にマスク・消毒液等の衛生用品を配付することで、感染症予防対策を実施した。 ・事業所が安定してサービス提供できるように濃厚接触者等へのサービス継続支援助成金や物価高騰等対策介護サービス継続支援金の制度で対応した。 ・令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したが、今後も感染症の動向を注視しながら、関係機関・関係団体等と連携を行う。 （こども政策課） ・すくすく学級ではこども家庭庁が作成した「児童福祉施設における感染症対策マニュアル」などを参考に、感染症予防のための備蓄や、発生時のBCPを策定している。	予定どおり進行中	（障がい福祉課） 令和6～7年度は特段の措置の実施には至らなかった。 （こども政策課） すくすく学級ではこども家庭庁が作成した「児童福祉施設における感染症対策マニュアル」などを参考に、感染症予防のための備蓄や、発生時のBCPを策定している。	予定どおり進行中	-	（障がい福祉課） 感染症の動向を注視しながら、引き続き、必要な取組を検討・実施する。 （こども政策課） 引き続き取組を実施する。	-	
9	緊急通報システム事業の実施	ひとり暮らしの重度障がい者に対して、緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保するため、緊急通報システムの設置を行います。	障がい福祉課	継続	・障がいのある人が家庭内で急病などの緊急事態に陥ったとき、市から貸与する緊急通報装置のボタンを押して通報すると、地域の協力員などが駆けつけることで、不安の解消、生活の安全の確保などを行っている。なお、令和3～5年度の該当者はいない。	予定どおり進行中		緊急通報システム事業を引き続き実施した。なお、令和6～7年度の該当者はいない。	予定どおり進行中	-	必要な人が利用できるよう、引き続き、周知や案内に取り組む。	-
10	消費生活相談の実施（消費生活センター）	消費者被害の防止に向けた啓発に努めるとともに、法律に関する専門家を活用するなど、相談体制の充実を図り、訪問販売、悪質商法のトラブルなどあらゆる相談を行います。	地域経済振興課	継続	・特別支援学校の高校2年生を対象に、障がいのある生徒が社会に出た時に適いやすい消費生活トラブルについて出前講座を実施した。	予定どおり進行中		特別支援学校の高校2年生を対象に、障がいのある生徒が社会に出た時に適いやすい消費生活トラブルについて出前講座を実施した。	予定どおり進行中	-	特別支援学校の高校2年生を対象に、障がいのある生徒が社会に出た時に適いやすい消費生活トラブルについて出前講座を実施予定	-
11	119番等緊急通報受信体制の整備	聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいのある人及び会話による意思の伝達が困難な人を対象に、「Net119」、「メール119」及び「FAX119」の整備を行います。	消防本部警防課	継続	・聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいがある人及び会話による意思の伝達が困難な人を対象に「NET119」「FAX119」の整備を完了済み。なお、「メール119」については、「NET119」と統合したため廃止とした。 ・聴覚に障がいのある人に対して、障がい福祉課の窓口にて、手帳交付時にチラシを用いて「NET119」及び「FAX119」の周知を行っている。	予定どおり進行中		聴覚に障がいのある人に対して、障がい福祉課の窓口にて、手帳交付時にチラシを用いて「NET119」及び「FAX119」の周知を行った。	課題達成	-	引き続き聴覚に障がいのある人に対して、障がい福祉課の窓口にて、手帳交付時にチラシを用いて「NET119」及び「FAX119」の周知を行う。	-